

史料紹介 国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟 四」

今江 秀史

〔表紙題箋〕
「昭徳公事蹟 四」

〔中表紙〕
「從元治元子年二月十九日
至同年六月十二日

昭徳公事蹟 上洛之部 卷四

昭徳公事蹟

二度目御上洛之記 野村静山
手記

元治元子年

二月十九日

一、五半時より 御乗馬被遊候事、
但當番ニ付早出致し候事、

一、今日より御表二百畳之間ニテ書名相極メ輪講
始メ申候、

一、孟子 輪講
一、国史略 会説

同廿日

一、夜六半時比御座之間 出御、両御番方被召色々
御咄シ有之候事、

同廿一日

一、當番服紗小袖・麻上下出勤可致旨、

今度年号改元之義、從 御所被 仰進、

元治たるへき旨被 仰出候、

一、改元ニ付、為恐悦老役老人ツ、泊方御部屋へ
出ル、

一、四半時過御表へ 出御、御上段 御着座、年
号書附遠江守殿持出之、備 御前 御覽濟、御
(有馬道純)

小性頭取へ 御渡し 被遊、奥之番服部七五郎
へ丹後守より右御書付相渡ス、
(野村豊三郎)

一、改元ニ付、御年青衆初 御目見恐悦申上候事、

一、去ル十二日、本願寺へ被為 成候節、御供御
小性・御小納戸へ、御門跡より使者口上書ヲ以
左之通被下、

手扣
去ル十二日、公方様御成被為 在、御機嫌麗
敷於御門主御大慶被成候、就テハ其節、御供御
苦勞思召候、依テ御目錄之通御贈被成候事、

二月
本願寺御門跡御使
松岡尉内

御肴料

銀五枚宛 御小性頭取

同三枚宛 御小性

同廿二日

右之通、銘々旅宿へ以使者被下候、

一、今日御乗馬被遊候事、

但明ヶ番ニ付居残り候事、

一、大表学問・武術共定日ニハ被為 入候事、
但右ニ付一々留扣不致候事、

一、御座之間 出御 御下段、
(久光)
島津大隅守

右被 召出 上意有之、御手自御刀 備中国
政次 被
下、相濟 入御、

同廿五日

一、五時より御馬場へ被為 入、御乗馬有之候事、
當番ニ付早引致し候、

同廿六日

一、八時過松平容堂 御目見被 仰付、相濟、御
手自 御指之 御刀被下候事、

一、美濃国氏房
代金拾五枚

同廿七日

一、御座之間 出御、両御番 御目見被 仰付、
於 御前御菓子被下候事、

同廿八日

銀三枚

本阿弥名代
下村運兵衛

右鬼丸御太刀、年来御預リ申上、且此度兩度迄入 御覽候二付、格別之 思召ヲ以被下之旨、御用掛衆下野守殿へ御咄申、御指方孫左衛門へ(木村カ)紀伊守より通詞申候、

一、先般江戸表より御廻しニ相成候御道具、去ル十五日江戸出立、今夕到着致し候段、届ケ出申候、

忠国 御大小
国広

但御替鏝御切羽トモ

御脇差 十腰

御三所物 十組

御二所物 二組

御鏝 五枚

右之通御座候、

元治元子年

三月朔日

一、中納言様御休息へ 被為入候者、御小性頭取節

二而 御案内申上候様、下野守殿被申聞候、上殿朝息

同二日

一、兩御番式組并講武所之者、劔術 御覽有之、相濟於御次録被下、

一、 扇子 三本

小菊 五状

但御好之者へハ別段扇子二本ツ、

被下候、

下緒 一掛

一、小菊 一束 宛 講武所之者へ

扇子 二本

但御好之者へハ扇子三本ツ、

同三日

一、御表 出御、二百畳之間ニ而槍劔試合御覽被遊候、左之者罷出ル、

三輪嘉兵衛

所可代(稲葉正徳)

御定番組(松平清秀)

禁裏附組(小栗政寧・蒲川具知)

町奉行組(和目孫四郎・葉若乱麿)

二条御門番組

御武具奉行組

右之通り、

同四日

一、御白書院御替席 御黒書院 出御、御直衣

御上段 御着坐、

飛鳥井中納言(雅典)

右出席着坐 御対顔、御太刀目録高家披露、則引之、此時年頭并 御上洛祝義、且伝奏被 仰付候御礼申上、御誕有之退去、

大紋

御先立

御刀

御帳台入

野村丹後守(貫三郎)

但御太刀・御刀共御帳台内々扣、

同六日

一、尾張前大納言様 御休息へ 被為 入、御上段南側へ御着座、上ニハ御正面 御着座 御

対顔、御茶上ル、夫より御料理御小性御給仕ニテ被進、御酌ハ頭取ニテ相勤、御濟寄ニテ 御

手目録被進、御咄等有之、相濟御退座、

同七日

一、五半時比 御座之間 出御、御装束御衣冠 御

出詣被為 召、高倉侍承徳從出御、衣紋差上之、相

濟テ御同所へ土御門民部卿罷出、御身固メ差

上引、入御、

一、四時過御黒書院通り、大広間御玄關上ニテ御

轅ニ被為 召、夫より例御道通り、施薬院へ被為 成候、

熨斗目

殿中御太刀 戸田土佐守

同御刀

同御先立 榊原美濃守(信五)

同御先立 大沢豊前守

御供 木村紀伊守(貫三郎)

御衣紋方 野村丹後守

御先立方 大沢豊前守

一、御参 内役当

衣冠

御刀 木造肥後守

同

御傘 服部筑後守

藤沢讚岐守

池田伯耆守(頼誠)

大久保老岐守(清次郎)

酒井对馬守(衛門七)

御途中衣冠着

木造肥後守

永田駿河守(頼右衛門)

松波安芸守

飯塚信濃守

中根播磨守

熨斗目麻上下

諏訪安房守(又藏)

大久保隱岐守

依田筑前守(鑑太郎)

諏訪甲斐守

中川飛驒守(忠道)

竹田越前守

鈴木撰津守(鑑之助)

山名佐渡守(鑑之助)

金田日向守(英之助)

一、九半時前施薬院へ被為 入、御丸弁当 上ル、
一橋様 御対顔、御程合宜敷旨申上、夫より御
参 内、御唐門御透垣外ニテ御下輿、例之通り
御車寄より被為 入、七時比 出御、元之如く
御唐門外ニテ御轅被為 召、夫より准后様へ
被為 入、御猶予有之 出御、施薬院へ 御立
寄無之、直ニ 御成道之通り 還御、

殿中

御太刀

御刀

御先立

御供

金田日向守

山名佐渡守

鈴木撰津守

中川飛驒守

竹田越前守

大久保隱岐守

同八日

新御番格

銀四百枚

同三百枚ツ、

同式百四拾枚ツ、

御小姓廿七人

右ハ 御上洛御供ニ罷越候ニ付、於江戸表被下

置候处、此度出格之 思召ヲ以、布衣以下江ハ

御手当銀江戸表ニ而被下候、凡四分一於当地被

下候旨被 仰出候、

一、金九両壹分ト永七十五文七分、 旅御扶持方

被下、

但五百石高 老人前

一、八時過より 御本丸へ夫々御廻リ被遊、御

天守台へも被為 入、御立戻リ御厩へ被為入、

御乗馬被遊、夫々又々所々 御巡覽、御本丸御

外廻リ稲葉曲輪通り、御庭口より 還御、

同九日

一、御参 内ニ付施薬院へ 被為 成候、

同先立

御供

御参内役当り

御刀

御供

松波安芸守(道太郎)

木村紀伊守

戸田土佐守(頼右衛門)

永田駿河守

木造肥後守

竹田越前守

山名佐渡守(鑑之助)

池田伯耆守(頼誠)

大久保老岐守(清次郎)

酒井对馬守(衛門七)

藤沢讚岐守

野村丹後守(實三郎)

木村備後守

榊原美濃守

依田筑前守

御殿居リ

中川飛驒守(忠通)

大久保隱岐守(又藏)

鈴木撰津守(正典)

新見相模守(正典)

一、施薬院へ被為 入、御直衣上ル、高倉侍(永祐)從罷

出ル、毛貫形御太刀上ル、 御下衣無之候、四

時比 御参 内、舞楽 御覽有之候、

一、御供御先番之者も拝見いたし候、

同十日

一、御表二百畳敷へ被為 入、御袴斗リ、京都常
住之者講議 御聴聞被遊候事、

同十一日

一、金五拾三両三分宛 四分ノ一御手当金被下

頂戴仕候、

一、八半時過御厩御馬場へ被為 成 御乗馬、

二、(橋慶意)中納言様御初メ大蔵(松平春嶽)大輔殿、御老若拜見ニ被相

廻、中納言様御手馬被為 召、御老若銘々手馬

乗馬被 仰付候、

一、中納言様御召之留沢栗毛御一鞍 御乗馬被遊
候、

但明ヶ番ニ付、居残り候事、

同十二日

一、御柄鮫

右代金三百両

一、御紋裏咄金御三所物 老組

(水野忠持)右和泉守殿へ 御手自被下候、

同十三日

一、今日不時御礼有之、 御表 出御、(徳川茂承)御三家様

方へ 御対顔有之候事、

一、愛宕山宝劔

笹丸御太刀 則宗作

右町奉行より御用部屋へ差出し候ニ付、御慰ニ

入 御覽、直ニ御下ケニ相成候事、

一、七ツ時過より御厩江 被為 入、御乗馬有之

候事、

同十四日

一、御転任御加階為御歎、 勅使坊城大納言・飛

鳥井中納言(雅典)・野宮中納言登 城、 御対顔ニ付、

御衣冠被為 召、 御表 出御、

御先立 有馬遠(道純)江守殿

御太刀 畠山飛驒守(義男)

御刀 御小性

一、親王 准后よりモ被進物有之候事、

一、禁裏 親王 准后より御祝儀被進候御礼等被

仰進候事、

衣冠

御太刀 酒井対馬守(衛門七)

御刀 池田伯耆守(頼誠)

御先立 鈴木撰津守

御供 竹田越(前守)

山名佐渡守(經之助)

御先立方兼 鈴木撰津守

一、八半時比御表宜敷段申上リ、御白書院御替席

御黒書院 出御、

御先立 有馬遠江守殿

御太刀 畠山飛驒守

御上段 御着座、一橋中納言殿御左之方へ御

着坐、

御推任叙 御歎之使者

桂御所

御使

撰家方

宮 門跡方

使者

匂当内侍

右一人ツ、代リ〱御太刀目録高家披露、則引
之、且被進物等も有之候、

御転任 御加階之御祝儀、

坊城大納言(俊克)

飛鳥井中納言(雅典)

野宮中納言(定功)

右一同出席、 御対顔有之候、

右相済テ御間之御褥障子、御年寄衆開之、御敷

居際へ 立御、

吉田侍從

使者

地下

撰家方

宮門跡方

使者

高倉侍從(永祐)

御上洛之御祝儀 家来

楽人惣代

御冠師

御鳥帽子師

御末広師

右之輩御次並居、捧物前ニ置、一同平伏、御奏
者番披露、此節 殿中詰合之布衣以上之面々並

居、御目見相済 入御、

大紋

御刀

松波安芸守(道太郎)

御太刀 木村備後守
御先立 大沢豊前守(信五)

熨斗目 野村丹後守(貞三郎)
御先立方兼 大沢豊前守

大紋 依田筑前守

禁裏ヨリ

一、直衣
一、織物衣

准后ヨリ

一、二種一荷

右御品奥之番七五郎へ相渡ス、

同十五日

一、今日御表 出御、不時御礼有之候、

三月十六日

東本願寺より被差上候、

一、御太刀 一腰 銘兼光

一、五時より御稽古場へ被為入、両御番劔術試
合并講武所槍術試合 御覽被遊候、

一、御番方

小菊 五状
扇子 三本ツ、
一、槍術方
小菊 一束
下緒 一掛ツ、
扇子二本

御好之者外二三本

一、八ツ時過御表 出御御服紗小袖御麻上下 御下段 御着坐、

堀河三位(親賀)
榎筒中將(陰龍)
園池右京大夫(公静)

右御対顔、御菓子出候比一旦 御中坐、御饗
応御中二而 出御、御咄等有之候、無程 入
御、

御刀 室賀伊予守(正容)

御先立 榊原美濃守

御供 野村丹後守(貞三郎)

同 木村備後守

但御刀西御縁へ扣居、尤御席へ罷出不申候
二付平服之事、

同十六日

一、御小性・御小納戸・御儒者迄 御休息 御正

面へ被為召、永々滞京大儀之旨 上意有之、
一人ツ、罷出、思召ニテ 御手自御金被下、
無急度紀伊守御取合ニ而御礼申上候、
(木村)

御小性頭取

一、金拾両ツ、 六人

御小性

一、金七両ツ、 二拾二人

御小納戸頭取

一、金八両ツ、 四人

御膳番奥之番

一、金七両ツ、 八人

肝煎初

一、金五両ツ、 三十七人

御医師

一、金五両ツ、 九人

奥儒者

一、金五両ツ、 菊地角右エ門

御庭之者支配
御庭番

一、金五百匹ツ、 七人

奥詰布衣以上

一、金二両ツ、 五人

奥詰

一、金老老分ツ、 七十人

与力格

伊沢立輔

奥坊主組頭

一、金五百匹ツ、 春哲

同格 栄伴

御小道具役

三人

御下方

一、金三百匹ツ、 四人

御手水方始

同奥坊主

一、金二百匹ツ、 二十八人

御薬方

一、金二百匹ツ、 四人

別段百匹ツ、

奥六尺組頭

一、金老分二朱ツ、 老人

奥六尺

奥六尺

一、金百匹ツ、
御大工 三十九人
五人

御用部屋坊主
一、金三百匹ツ、
六人
土圭之間肝煎

一、金三百匹ツ、
三人
別段二百匹
御時計役

一、金二百匹ツ、
六人
土圭之間
十二人
右之通り、

同十七日
一、今日 紀州様御登 城二付、御対顔被遊候事、

同十八日
一、紀州様より御内々御上ケ之御品有之、御使伊達内蔵介・津田三介参り、同人より受取候、御品御披露申上候、

同廿一日
一、今日尾州様御登 城二付、御対顔被遊候事、

三月廿二日
一、今日紀州様大坂表江 御発駕二付 御暇乞ニ被為入、御休息ニテ 御対顔被遊候、其節

御手熨斗御小性持出備 御前へ、紀伊殿へ被為進、相済引御咄有之、無程御退去、
一、今日八半時比ヨリ御厩へ被為入、御乗馬有之候事、

三月廿三日
一、松平阿波守ヨリ資通鑑綱目全部献上有之候事、
一、松平肥後守ヨリ四書五経其外三部献上有之候事、
一、七時過一橋様御休息ニテ御料理出、御給仕平六人繰出シ、頭取ニテ相勤候事、

同廿七日
一、御座之間 出御、
長岡澄之助
右被 召出 上意有之、御手自御刀
植代金 被下、相済 入御、
十五枚
御刀 金田日向守
御先立 鈴木撰津守
御供 依田筑前守
新見相模守
但御刀被下候節、西御縁ヨリ越前守持出、
御脇江差上置、
一、今日 御参 内、例之通施薬院へ被為成、
高倉侍從罷出、御衣紋差上、御所御都合宜敷
段申上り、御参 内被遊、九ツ時還御、
御参 内役当
出御掛

竹田越前守
木村備後守
室賀伊予守
戸田土佐守
諏訪甲斐守
中根若狭守
御供

御衣紋御用兼

御先番
藤沢讃岐守
酒井对馬守
木造肥後守
溝口出羽守
野村丹波守
御衣紋御用

但還御之節御供相勤申候、

一、御宇 御号右京亮殿被差上候由、下野守殿被申聞候、

同廿五日
一、御座之間 出御 御上段、
一橋中納言殿

禁裏御守衛総督撰海防禦指揮等被 仰付候、是迄 後見職被 仰付置候处、依内願被免候、
但大樹在京中ハ以前同様心得可有之旨御沙汰之事、

右之通従 御所被 仰出候、
御三所物色絵 大和守殿
菊模様裏哺

御紋色絵赤銅 雅楽頭殿

御三所物

加賀国兼卷

御脇差身代金式拾枚

御白鞘

(水野忠精)
和泉守殿

赤銅金葵縁眼

木瓜形御鏝

右之通於 御休息被下候事、

同廿六日

一、御小性・御小納戸・御医師菊地角右衛門於

御休息 御手自御野羽織 思召ニテ頂戴被 仰

付候、

但麻御紋附御羽織、尤自分一代切り相用候

筈、

一、八半時過

御厩ニテ 御乗馬有之、(松平直克)

雅楽頭殿・右京亮殿御供ニテ、御相乗馬被仰付

候事、

一、表御役人手馬凡三拾匹程出ル、御役人へ罷出、

御馬ニテ乗馬被 仰付、講武所槍劔方当番之者

十五人、御馬ニテ乗馬被 仰付候、

一、有馬遠江守殿江戸表へ為御用唯今致発足候段

入 御聴候、

同廿七日

一、講武所方小十人方劔術試合 御覧、御好等有

之、相済、

小菊一束 扇子二本 講武所之者

下緒一掛ツ、 五十人へ

小菊 五状 ツ、 小十人
扇子 三本 ツ、 三十一人へ

内御好之者へ別段式本ツ、

一、御休息へ中納言様被為 入 御対顔、御用済、

一、師景 御差 御短刀

右御手自被進候、

一、七時過 御休息、西御縁下ニテ奥坊主御用

部土圭間坊主并奥六尺之者へ御酒被下有之候

事、

一、七半時過 御坐之間へ被為 入、両御番頭初

メ泊番之諸役人於 御前御菓子御茶被下、御咄

等有之、相済 入御、

但御小納戸ニテ給仕致シ、御菓子御紙包ニ

テ被下候事、

同廿八日

一、九時御供揃ニテ御敷斗目 出御、二条殿へ被為

成、尾州様・一橋様・大和守殿・御老中方御出

迎被成、奥へ 御通り被遊、閑白殿へ 御対顔、

御菓子・御茶等上ル、御膳上り候節ハ御小性

相廻り上ル、御酒等出、詰合御小性へも閑白殿

御酌ニテ被下、諸事相済七半時過 還御被遊候、

一、中立壳御注進ニテ、尾州様御初御出迎ニ被出

候、

諏訪安房守

木村備後守

室賀伊予守

村松長門守

松波安芸守

御供

飯塚信濃守

木村紀伊守

御先番 戸田土佐守

中根若狭守

一、御先番之者施薬院へ参り居候、一番扨ニテ二

条殿へ参り居候、御小性三人・御小納戸方奥之

番老人・御次詰老人・坊主六尺召連、二条殿御

館へ参ル、

同廿九日

一、九時ヨリ施薬院へ被為 入、八時過高倉罷出、

左之通御衣紋差上、七時過御参 内、夜九時比

還御被遊候、

一、御冠 紫御組掛

一、御直衣

一、御差貫 丁子車

一、御下袴

一、御中啓

一、御劔 毛貫形御太刀
御帯不被 遊候、

一、御畳紙

一、御襪 被為 召候、

但御畳紙之御代りニ御鼻紙入、御用心

被遊候、尤高倉家へ御問合、

御参 内二付

役当

藤沢讚岐守

山名佐渡守

御供 鈴木撰津守

新見相模守(正典)
金田日向守(英之助)
溝口出羽守(徳之助)

御衣紋御用兼
野村丹後守(實三郎)
池田伯耆守(頼誠)
御先勤

依田筑前守
大久保老岐守(清次郎)

竹田越前守
大久保隱岐守(又藏)
酒井对馬守(衛門七)
木造肥後守

四月朔日

一、御休息西御庭ニテ、当番之奥詰并先日不罷出候土圭之間御用部屋坊主六尺へ御酒被下候事、

同二日

一、御休息へ(黒田慶賢)松平下野守被召出御用有之、相濟御手自御刀被下、相濟退座、

一、安芸国冬広 御刀
代金拾五枚

一、(徳川宗孝)紀州様より御内々左之通被進候二付、御披露申上候、

一、柑子 密柑
右ハ文通ニテ伊達内蔵介より差越候二付、右御披露致候段、文通ニ而申遣ス、

同三日

一、尾州様御休息へ被為 入 御対顔、御用有之、相濟テ被進物、左之通、

一、御三所物色繪富士松裏赤銅
一、御袴地 御料 金貳百兩
右者 御手自被進候事、

同五日

一、御休息へ詰合之御役人被召出、左之名前之者罷出、御二之間ニ而御酒・御吸物等被下、御手自 御酌等被遊、銘々へ御猪口被下置候、給仕ハ御納戸、

高家
寺社奉行
大御番頭
両御番頭
大目付
御勘定奉行
町奉行
新御番頭
御目付
御祐筆組頭
右廿五人程詰合斗リ頂戴被 仰付候、
一、七時前 御黒書院江被為 入、両御番頭被召出、御菓子被下、銘々名前・勤年数等 御尋被遊、相濟 入御、
一、六時前御同所へ被為 入、泊リ之諸役人 御下段へ被 召出、御菓子・御茶等被下、御小納戸給仕ニテ被下、相濟テ 入御、

同七日

一、九時比御休息へ有馬中務大輔・中川修理太夫(慶頼)罷出、御菓子・御茶等出ル、尤老人ツ、出ル、相濟テ黒田甲斐守(長徳)・松平伊予守(伊達宗城カ)兩人罷出、御目見相濟引申候、

一、八半時橋本中納言御休息へ罷出 御対顔、御菓子・御多葉粉盆出ル、夫ヨリ御料理等被下、相濟テ 御手自 御目録被下、退去、

同八日

一、御休息へ表御役人被召出、御包菓子・御茶等被下、御咄等被遊、相濟、退去、
一、七半時過、

御徒目付組頭
清水喜三郎
吉本勇五郎
右御休息御縁へ罷出、御手自御包菓子被下、御意等も有之候、相濟テ、
御指方
鈴木与左衛門
本多晋之丞
御納戸御番
右御休息御庭へ被召出、御酒・御肴被下、相濟、引続、
御徒目付
八人
御数寄屋坊主
三人

表坊主

九人

右同断被下有之候、

一、御休息御庭へ 罷出候者差引御小納戸頭取致

し候事、

四月九日

一、今日中川宮近衛殿へ被為 入 御対顔、御同

所ニテ御菓子・御茶且近衛殿ニテハ御料理被下候事、

役当

竹田越前守

大久保隠岐守

御供

山名佐渡守

池田伯耆守

酒井对馬守

戸田土佐守

近衛殿

御先番

藤沢讃岐守

鈴木摂津守

同日

一、紀州様方御滞京御慰二種々御品被進候、

丹後守旅宿へ参り候二付、致御披露候、

紀伊殿小性頭取

田中兵之丞

一、松平備前守御休息へ被召御咄等被遊、御菓子

御茶等被下、御手自御三所物被下、相濟、退去、

一、八時尾州様・一橋様御休息へ被為 入、御下

段ニテ 御対顔御用有之、相濟 御手自御提ミ

御洞乱御両所様へ 被進、御退座、

一、御休息へ左之通被 召出、御用等有之候、

御手目錄

金千両

御刀汎隆

代金拾枚

御刀越前国正則 伊達伊予守

代金拾枚

御刀大和国則長 細川越中守

代金三拾枚

御刀大和国政次 長岡良之助

代金貳拾枚 外ニ御三所物

右何れも 御懇之 上意之上、御拵附御刀被下、

細川越中守ハ国元故、良之助へ御渡し被遊候、

一、右拝領之御刀一々受取口奥より御同朋頭へ

被相渡候、

一、七時より 御厩へ 被為 入、御乗馬被遊候

事、

一、御黒書院へ 出御、美濃守殿・松平越中守・

中川修理大夫被 召出御用有之、相濟修理大夫

江ハ御提之御印籠被下候事、

御手自

御洞乱 稲葉兵部少輔殿

右御休息ニ而被下候事、

同日

一、金八両老分三朱分 三十日分 御扶持方

銀貳両五分式厘 被下、

同十五日

一、御座之間 出御、御麻上下二而、

御太刀馬代 一橋中納言殿

右被出席 禁裏御守衛総督撰海防禦指揮方等被

仰出候、御礼 右相濟 入御、

一、九半時過 御休息へ松平越中守被 召出、御

菓子等被下、相濟ニ而成瀬隼人正被召出、御菓

子等被下、黒羽二重御紋付御袷 御手自被下退

去、

一、八半時過 御休息へ高家始諸御役人被 召出、

二種御肴被下、御酒被下候事、

同十七日

一、今朝六時半時より金地院 御宮へ 御内々

御名代被 仰付相勤、御城へ五半時過罷出言上、

御神前之御供物持参差上候処、御頂戴被遊御

残り、和泉守殿并右京亮殿へ被下候事、

御献物

銀 拾枚

御祈禱料

右同断、

一、御名代濟、一旦 御唐門迄戻り、夫より二而

自拝致し候事、

一、御名代之節、於 御神前 御酒頂戴、御土器

戴参り候事、

島津大隅守家来

小松帯刀

右 御目見被 仰付候、

同十八日

- 一、御祈祷御礼
- 一、御守護
- 一、御供物

右金地院より役者染面堂ヲ以差出候事、

一、(徳川茂孝) 紀州様より御滞京中為御慰柑子橙一筥被進候由、文通ニテ丹波守旅宿へ参り候ニ付、御披露申上、御用掛衆へも御咄申上候

一、松平大藏(大)太輔、御休息へ被為召御用等有之、相済テ、(春嶽)

御手自

御三所物 連雀

頭乗作

右被下候事、

四月十九日

一、御稽古ニテ両御番三十六人槍術 御覽、御供講武所之者同断 御覽有之、御好之両御番方八人講武所之者一同、奥詰相手ニテ同断 御覽有之候、

小菊 五状 両御番方

一、扇子 三本 三拾六人

別段御好へ 式本ツ、

小菊一束 講武所

一、下緒 一掛 十八人

扇子 式本

右之通被下候事、

井伊掃部頭(直憲)
有馬中務大輔(慶頼)
松平隠岐守(勝成)

右御休息へ 被召出、御菓子・御茶・御酒・御吸物等被下引、

四月廿日

一、八半時より御厩へ 被為入、御乗馬被遊候事、

同廿一日

一、御座之間 出御、御上段、

(徳川慶勝) 尾張前大納言殿

御国事格別尽力被在之候ニ付、正二位御推叙之儀、御所へ被仰立候処、被仰上之通被宣下旨、被仰出候間、被叙正二位旨上意有之、

右相済、御熨斗炮御小性持出備 御前、御手自被進之復坐、上意有之、御年寄衆御取合申上被退座、

一、八時左之大名 御休息へ 被召出、御下段御着座、御二之間へ、

榊原式部大輔(政敬)
松平甲斐守(保中)
相馬大膳亮(光胤)
本多主膳正(康頼)
加藤越中守(明軌)
秋元但馬守(志明)
青山因幡守(忠敏)
永井能登守(尚徳)
松平左衛門尉(近説)
増山对馬守(正修)

松平对馬守
松平伊予守(正肥)
成瀬隼人正(忠幹)
水野大炊頭

右御菓子・御茶頂戴相済テ、御酒・御吸物等被下、御酌等有之、右相済式部大輔初御袴地式反ツ、被下、御酌之御盃も頂戴致し候、

但御小納戸御給仕

御袴地へ、(土岐朝昌) 下野守殿差図ニテ御小性持出、

御脇へ 上ル、

廿二日

一、左之通之大名昨日之通 御休息へ被召出、被下物同断、

中川修理大夫(久昭)
黒田甲斐守(長徳)

一、七時過より 御乗馬被遊候事、

一、二条殿より被進、

一、御太刀 一腰

一、御馬 一匹

御口上書

旧冬左大臣御転任ニ付、為 御祝儀御目録之通被進之候事、

二条殿御使

四月廿二日 藤木甲斐守

一、御太刀 一腰

一、御馬 一匹

前同断

旧冬被蒙関白 宣下候ニ付、為御祝儀御目録

之通被進之候、

二条殿御使

四月廿一日 右同人

同廿三日

一、文武世話并出精之者 御休息へ 被召、御

手自拝領物被 仰付候、

唐棧袴地 尙

手綱 尙

右一廉文武掛リ之者

右同断、

右文学教授之者

唐棧袴地 尙具宛

右文学世話其外出精ニ付、

右同断

右文学出精之者 甲ノ部、

和棧留袴地

右同断 乙ノ部、

肩衣地

羽織紐

右同断 丙ノ部、

銀五枚 角右衛門

右八日々罷出教授等致し候ニ付、

唐棧袴地

手綱

右武術世話重立行届ニ付、

唐棧袴地

右槍劔世話行届ニ付、

唐棧袴地

右槍劔出精ニ付、 第一等

和棧留袴地

右同断 第二等

肩衣地

羽織紐

右同断 第三等

右之通一人ツ、罷出頂戴致し候事、

一、紀州様方御内々献上、大坂より伊達内蔵介

文通ニテ、丹後守旅宿へ申参り候ニ付、罷出入

御聴、又々文通ニテ御披露申上候段申遣ス、

一、蘆柄御団扇 十五本入 一箱

一、白棚御団扇 十本入 一箱

御詰

名葉扇 百本

橙 五十入 一籠

一、七半時過 御休息御庭へ、泊リ之奥坊主・御

用部屋坊主・土圭之間六尺へ御菓子被下、初而

罷在候者へ御酒被下候事、

同廿四日

一、御休息へ中川修理太夫^(久昭) 被召出御用有之、相

濟、御手自、

一、御三所物蜻蛉御模様

右被下候、

一、七時比より御厩へ 被為 入、御乗馬被遊候事、

同廿五日

右八時過 御休息へ被 召出、御菓子・御茶・

松平兵部大輔^(慶憲)

御酒・御吸物等被下、 御手自御盃御酌ニテ

被下、相濟、御袴地三卷 御前ニ而被下、相濟

引申候、

同廿六日

一、下野守殿左之御品々紀伊殿へ時候御尋として

被進候間、御同所御小性頭取へ文通ニテ申遣之

様被申聞候ニ付、則伊達内蔵助へ申遣ス、御品

ハ御城附村井久右衛門へ相渡申候、

御文庫之内、

但色々御品入、

杉御重 二重

但御干菓子色々入、

同廿八日

一、奥御稽古場ニテ過日不快其外ニ而御断之者、

御番方 五十人

小十人

右槍劔 御覽有之、相濟、御好十七人内三人槍

劔ニも 御覽有之候、

小菊 五状 ツ、

扇子 三本 ツ、

御好罷出候者^{江ハ、}

小菊 五状 ツ、

扇子 五本 ツ、

槍劔共御好之者へハ

小菊 尙束 ツ、

扇子 五本 ツ、

右之通被下候事、

一、七時比前大納言様 御休息へ被為 入 御対顔、御用有之、相濟、御菓子・御茶御小性持出ル、御酒・御吸物御小納戸御給仕ニテ上ル、御半ニテ 御手自被進物有之、相濟御退去、

被進物、

一、日月鉄御大小鏝

一、御文庫 但色々御品入、

同廿九日

一、五半時御供揃ニ而 御参 内被 仰出、四半時比施薬院へ被為 入、八時比 御参 内被遊候、六時比二条御城へ 還御、

役当

木村紀伊守

鈴木撰津守

御供 御刀 依田筑前守

木造肥後守

金田日向守

溝口出羽守

明ケヨリ

御衣紋兼

野村丹後守

村松長門守

永田駿河守

松波安芸守

(五月) 同二日

一、四半時比二条御城 出御、九時施薬院へ 被為 入、御衣紋高倉差上ル、八時より 御参内、

夜四時過 還御、

一、御暇 御参 内ニ付、役当左之通り、施薬院より御二列ニ而、御轅ニテ大名供奉、御同所より相勤候事、

御刀 戸田土佐守

御太刀 高家 畠山飛驒守

御先立 松平隠岐守

御沓 野田下総守

右之通り、

衣冠

御刀 戸田土佐守

同

依田筑前守

御朱傘 同御小納戸

服部筑後守

熨斗目麻

木村紀伊守

新見相模守

大久保隠岐守

山名佐渡守

池田伯耆守

酒井对馬守

明ケヨリ

御衣紋兼

野村丹後守

御先番

木村備後守

榊原伊豆守

御参 内之節、

御先番より衣冠

木村備後守

諏訪甲斐守

麻上下

木村紀伊守

大久保隠岐守

酒井对馬守

禁裏ヨリ

一、御太刀 一腰

一、御刀掛

一、御直衣 卯花 一領

一、御織物衣 花橘 一領

一、衝立

一、二枚折御屏風

一、御方々様より数々御頂戴物有之、略ス、

同三日

一、八時過大和守殿御休息ニテ御用有之、相濟、

赤銅金桜御鏝

被下相濟被引候事、

一、一橋様より御餞別として御反物代被下候事、

一、銀拾五枚ツ、御小性頭取 五人

一、銀式拾枚 木村紀伊守

一、銀拾枚 御小性廿二人

一、御小納戸へも被下有之候由ニ御座候、

一、近衛殿家来中村播磨介へ 御印章彫刻被仰付

候筈、

五月四日

一、勅書并御受書共三通、

右奥向へ拝見被 仰付候事、

一、御発駕御当日御用之御大小、

一、国広 御大小

一、来国俊 御短刀

一、近衛殿家来中村播磨介へ御印章彫刻被 仰付

候二付、同人より村井久右衛門方迄差出候、蠟

石御買上ケニ相成、右石へ 被 仰付候代料金

三拾五兩久右衛門へ相渡ス、

蠟石 御印章御文字

表正万方

徳林 榎官

関坊

簡而文温而理

右之通り被 仰付候、

一、九時三寸五分前 勅使出門、注進ニテ 御表

出御、御対顔有之、相濟 入御、御衣冠被為

召候事、

来ル七日、大坂御先御前日出立、

中川飛驒守

藤沢讚岐守

竹田越前守

大沢豊前守

木村備後守

榑原伊豆守

大久保耆岐守

村松長門守

諏訪甲斐守

松波安芸守

飯塚信濃守

御船中御供

室賀伊予守

酒井对馬守

永田駿河守

伏見御乗船場迄御供、明番御供

木村紀伊守

野村丹後守

新見相模守

大久保隠岐守

山名佐渡守

池田伯耆守

依田筑前守

溝口出羽守

金田日向守

木造肥後守

御当朝出立

諏訪安房守

鈴木摂津守

戸田土佐守

中根若狭守

一、御暇乞ニ罷出候公家衆

御使

坊城大納言

飛鳥井中納言

野宮中納言

右御休息へ罷出、御菓子・御茶・御酒・御吸物・

御肴御小納戸給仕ニ而持出し、御酌有之、相

濟テ、御手目録羽二重被下、相濟テ引、

橋本中納言

伏見三位

舟橋侍従

梅溪中将

小倉侍従

高倉侍従

樋口右馬権頭

右御同所へ 被召出、最前之通被下物有之、御中

ニテ御酌有之、相濟、御手目録被下、相濟テ引、

但御召御継上下被下、相初候而 御肩衣被為

取、橋本初鳥帽子狩衣被取申候、

同五日

一、御黒書院 出御、御上段、

御鞍鐙 松平肥後守

名代 家来

右被 召出、肥後守へ御懇之 上意有之、相濟

テ、自分之御礼 御目見仕、引 入御、

一、八時過御休息へ中納言様被為入 御対顔、御

用有之、相濟、

一、御陣大小 兼永 則光

一、陣御羽織

一、御鞍鐙

右被進御品ハ、御小性ニ而御脇へ差上ケ、御頂

戴濟引、御小納戸頭取へ相渡し、同役方家老へ

相渡ス、

一、御白鞘御刀 松平越中守(正敬)

筑後国光世 代金三拾枚

御手目録 金式千両

御拵付

因幡国兼光 稻葉美濃守殿(正邦)

代金 拾五枚

御筆小堅物 秋岡右京亮殿(種樹)

御筆二枚ツ、 永井主水正(尚志)

松浦兵庫頭(杉浦梅澤カ)

岩田半太郎

右銘々被召出、御用等有之、相濟、御手自御下候事、

一、九時過中納言様御休息へ、被為 入 御対顔、

御菓子・御茶御小性出上ル、御酒、御吸物御看等、

御小納戸御給仕ニテ御両方様へ 上ル、御老若

も御相手ニ罷出、御吸物被下、相濟 御退座、

一、雅楽頭殿(酒井忠徳)・和泉守殿(水野忠徳)・美濃守殿(稲葉正邦)・玄蕃頭殿(田沼意尊)へ

麻御紋附・御羽織被下候、

一、旅御扶持方割合ニ而頂戴仕候、

五百石高 老入前

金六両三分ト永三十老久七分

小堅 伊賀守殿(跡部良勝)

下野守殿(土岐頼忠)

伊勢守殿(新見正興)

肥前守殿(永井尚服カ)

右 御休息へ被召 思召ヲ以 御手自被下、伊

賀守殿(江八)別段御召縮緬御紋付被下候、

御筆 和泉守殿

右御手自被下候事、

同六日

一、九半時過 御表御黒書院 出御、御上段御着坐、溜詰初滞京之大名并御役人被召出、被仰含事有之、相濟 御下段 立御地役之面々 御目見被 仰含事有之、相濟テ 入御、

同七日

一、暁七時五寸廻り入込諸事例之通り相済て、六時前御挟箱出、御供亘段申上候、御座(慶喜) 御座(慶喜) 御小袴 御座 之間 御下段 御着坐、一橋中納言様御対顔、夫より松平越中守・美濃守殿 御目見、厚上意有之、御年寄御取合相濟、大広間通り、殿上之間前御廊下ニテ御駕籠ニ 被為召、御玄関より御道書之通り被為 成、五条橋手前ニテ 御下乗、御步行被遊、稻荷別当愛染院御小休、少々御猶予、無程 出御、御步行ニテ被為 成、伏見手前より御駕籠ニ 被為 召、橋本中納言御召場脇迄御見送り罷出、同所ニテ 御対顔、御同道ニテ豊後橋関門御見置ニ被為 成、御戻り、御船中ニテ橋本へ御暇乞相濟、夫より淀川筋御通船大坂備前島御上り場方 御步行ニ而大手御門通り、大坂 御城御玄関より御入城被遊候、但七時前、

一、明番ニ付伏見迄御供仕、御召場より非番ニ相成候ニ付、御供船へ乗り、八時比旅宿へ着致し候事、

同八日

一、八時過(松平茂孝)紀州様御登 城、御休息へ被為 入、御下段ニテ 御対顔、御茶・御菓子上ル、御小性御給仕、暫く 御咄等被遊御退坐、但御休息御褥斗り御上段へ寄セ置ク、御刀掛ハ平之通り出居候、

一、中納言様兼テ 御約束被遊候千珠初代御刀身三刀、御城附より受取、入 御覽候処、生身千珠樋有之方長サ式尺四寸老分有之分、思召ニ入、右御刀御上ケ相成候様久右衛門へ申聞、跡二刀ハ直二同人へ戻し申候、

同九日

一、昨日之御刀身、御内々(松平茂孝)紀州様より御献上ニ相成、御使御小性頭取伊達内蔵助御口上申述候、右御披露申上候段、同人へ達ス、

一、御刀文珠重固 老腰

長サ二尺四寸老分、反り七分、

一、一橋中納言様御坂着ニ付、御休息へ被為入御対顔、御茶・御菓子等上ル、相濟御退坐、

同十日

一、六半時御供揃ニテ 出御、御同所講武所へ被為 成、槍劔銃隊等 御覽有之候、

同十一日

一、五時御供揃ニ而出御、桜御門外より 御乗馬、御早召ニテ天保山へ被為 入、御台場所々 御巡覽被遊、九時比御船亘敷段申上り、同所沖合

二而理魚丸蒸気船へ被為 召、無程 御出帆、
八半時比撰州兵庫港へ 御着船、夫より 御上
陸、湊川御台場等所々 御覽被遊、相濟テ蒸気
船へ 御召移 御碇泊被遊候、

但陸路御早召之節、御供一同騎馬、

御召船ハツテイラニテ

御上陸之節御供、

丹波守(野村三郎)

撰津守(鈴木)

伯耆守(池田)

老岐守(天久保清次郎)

御別船御供

安房守初(諏訪)

御小性一同

御小納戸

同十二日

一、朝六半時過、兵庫港 御出帆、撰播淡海岸
御固場所御遠望、紀州友ヶ島手前より御乗戻
し、九半時泉州堺沖へ 御着船、無程御迎船麒
麟丸へ 御召移、堺浜役所へ 御上陸、役所ニ
テ献上之生魚等 御覽、夫より 御步行ニテ堺
奉行御役宅へ被為 成、御猶予有之候、御供之
者ニ番貝ニテ一同乗立、無程宜段申上り、其節
(橋慶意) 中納言様へ 御対顔、相濟、御乗馬御道書之
通、天下茶屋にテ御小休、夕七半時頃 還御、
一、中納言様ニも御同船ニテ被為 入候、
一、御早召之節、騎馬御供御小性十三人、
一、天保山御先へ御小性頭取共三人、

同十三日

一、八半時過御休息へ一橋様被為 入 御対顔、
御用有之相濟、
御手自御手目録

縮代 金三百両

右被進候、

一、八半時過紀伊中納言様御休息へ被為 入、御

茶・御菓子被進、夫より 御両方様へ 御酒・

御吸物・御肴品々上り、御小性御給仕、御家老・

御用人・御側向・御城附迄被為 召御休息、御

下段御入側ニ而御酒・御吸物・御肴等被下、銘々

へ御酌ニ而 御猪口被下相濟、

御手目録

縮代 金三百両

御野袴

右御手自被為 進候、

縮 三反ツ、 御家老

同 二反ツ、 御用人

同 老反ツ、 御側向へ

但伊達内蔵助へハ二反被下、

同式反ツ、 御城附

同老反ツ、 寄合格

右之通 御手自ら被下、相濟御退坐、中納言様

へ御坐之間ニ而御三度目御膳被進、御小納戸御

手長ニ而給仕、御附ニテ御給仕差上候事、

一、御交肴 一台

一、大台様御菓子 同

右紀州様より被進候、

一、紀州様御家来姓名

御家老

水野大炊頭(忠幹)

佐野出羽守

岡野伊賀守

下条伊豆守

橋本六郎右衛門

御用人

広田杢右衛門

藪九郎太郎

江川左金吾

齊藤政右衛門

坂部惣太夫

向笠三之助

小出平九郎

御勘定奉行

小浦惣内

御小性頭取

伊達内蔵助

森志摩

山田孝次郎

津田三助

井田民之丞

海野九郎七

御小納戸頭取

十倉本輔

高井善助

服部五十二

御小性

中村与一郎

井田岩次郎

岡権四郎

堀田長蔵

竹田護太郎

橋本孫左衛門

内藤甚五右衛門

妻木加左衛門

御小納戸

津田直太郎

荒巻左五郎

高橋直次郎

美濃部大次

栗原新平

西山乾

川村右左衛門

渡辺一学

松本立助

渋谷幸左衛門

村井正太郎

御城附

村井久左衛門

寄合格

森八右衛門

御旅館掛

大竹善助

窪田半蔵

津田兵弥

渡辺魯輔

引

右之通り、

同十四日

一、御坐之間 出御、

御書院番頭并組頭へ、

一、御手綱御下緒被下、

同組之者へハ

一、御下緒被下、

御小性組番頭并組頭、組之者

右同断、

一、七半時過 御坐之間 出御、

御城代 御定番 加番 大御番頭

町奉行 御目付

右被召出、御酒・御吸物・御肴等被下、御酌ニ

テ銘々へ御盃被下、御城代・御定番へハ 御手

自 御三所物 被下之、

同十五日

一、紀州様(徳川茂承)より左之通り御側衆初被下候、

黄金耑枚 (跡部良勝) 伊賀守殿 (土岐賴昌)

越後縞 (上野忠精) 下野守殿

同 白晒シ

御小性頭取

越後縞二反ツ、 木村紀伊守

同 白さらし 初六人

御小性

同 二反ツ、 室賀伊予守 (正容)

同 同 初廿二人

御小納戸頭取 (俊徳)

右同断 朝倉播磨守

初四人

御小納戸

同 耑反ツ、 服部筑後守

初廿六人

右之通紀州様より思召ニ而被下候旨、伊達内蔵

助持参ニ付、下野守殿御咄申入、御聴ニ頂戴

仕候事、

但紀州様へ御礼之儀ハ、文通ニ而伊達内蔵助

迄申遣候様、下野守殿被御申聞候、

一、八半時頃(水野忠精)和泉守殿御休息へ被 召、御手自左

之御品被下候、

御燈

御三所物

右之通り、

御紋附御二所物、

右御手自稻葉兵部少輔殿(正巳)へ被下候事、

一、九ツ時過 御坐之間 出御、

井伊掃部頭

右被 召出 上意有之引、

松平伊豆守

右同断相済而、御白書院へ 出御、御上段

御着坐、役人被 召出 上意有之、御下段立

御、大御番一同 御目見相済而 入御、又候

御坐之間 出御、

井伊掃部頭

榊原式部大輔

右被 召出縮御帷子地一卷ツ、被下、相済引、

一、熊虎皮二枚紀州様へ 被為 進候ニ付、文通

二而内蔵助方迄申遣候様下野守殿被申聞候、

一、今日紀州様御登 城、御休息ニ而 御対顔、御手自御根付時計被為進候、

同十六日、雨、昼後晴、

一、今朝 御発駕前二紀州様(松平茂承)・一橋様御登 城、御対顔被遊候事、

一、今日五半時御供揃、四時過大坂 御城 御発駕被遊、備前島御上り場より 御乗船、安治川通り 御乗船、天保山沖合ニ而麒麟丸 御召移り、少々御猶予ニ而翔鶴丸へ 御乗船、七時過御出帆、六時比紀州加太浦港へ 御着船、同港へ 御碇泊、

同十七日、晴ル、

一、今朝六時頃同港 御出帆、紀之海 御通船、昼九時比紀州大嶋浦 御着船、御上陸、同所錦紅山無量寺へ 御立寄、御召湯等 被遊、御供一同も入湯致し、御二度目後八半時頃 出御、翔鶴丸 御召船へ 被為 入、無程御出帆被遊候処逆風ニ相成、同国浦上浦と申港へ 御碇泊、

同十八日、晴ル、

一、朝五ツ時比同所御出帆、紀ノ海 御通船、伊勢路海上 御通船、同日 御碇泊無之、直ニ遠州灘終夜 御通船、夜之内相模灘へ御掛り、翌十九日朝五時過浦賀港へ 御着船被遊候、

同十九日、朝雨、四時より晴ル、

一、今日五時過浦賀港へ 御着船、浦賀奉行御船へ罷出 御目見、相濟而 御端舟へ被為 召、魚猟等 御覽被遊、九時頃 御上陸、御役宅へ被為 入、御膳上ル、

一、御供当・非とも代り合下宿致し、入湯等致し、明番之者ハ支度次第 御軍艦へ乗組、当番ハ御供ニ而同所浦賀港所々砲台 御覽被遊候、御供致し、八半時比 御端舟へ 被為 召、又々魚猟等被 仰付、夫より 御釣も被遊、夕刻 御軍艦へ 御乗船、御碇泊、

同廿日

一、今曉七時比浦賀港 御出帆、六半時比品川沖へ 御着船、五時比より御端舟へ 御召移り、五半時過浜御庭へ被為 入候、御出迎之御老若衆・御側衆 御目見被 仰付、夫より御老若ハ御先へ被戻候、中島御茶屋ニテ御釣被遊、所々御庭内 御一覽、四時過御二度目上り、御挟箱出御供宜敷段申上り、御駕籠ニ而御道書之通リ田安仮御殿へ益御機嫌克 還御被遊候、

一、還御ニテ於御休息御熨斗上ル、御膳番差上之相濟 御座之間 出御、御熨斗砲御小性差上之相濟 入御、

一、田安仮御殿迄御供仕、一旦 御目見仕、直ニ退出、夕八半時過帰宅致候事、六月五日比

一、御厩御馬不残着、御預り御馬も着致し候得共、御預御止メニ相成候ニ付、別当斗リ戻り候事、但御馬ハ其儘着直ニ返上ニ相成、

同十二日

一、今日家来一同并荷物共無別条、八半時比到着致候事、

右之通ニ候得共、委しく別帳ニ留略ス、

※以下、家茂の三度目の入京の記事を抜粋して掲載する。

(表紙題箋)
「昭徳公事蹟 二」

(中表紙)

「赤坂御在住中御言行大意
從文久二戌年七月八日
至元治二丑年六月廿五日

昭徳公事蹟 卷二

昭徳公事蹟

(中略)

元治二丑年正月十一日

(中略)

五月十六日

一、毛利大膳父子(敬親・元徳)

御征伐トシテ、今日江戸城 御進発被遊候、此度之 御旅行 御軍装ニ付、

御日合モ相掛、就テハ道中筋古戰場并名所旧跡 跡等モ御尋被遊候、

但 御泊城之事、尤城主々々へ 御目見等 被 仰付候得共、表向之儀ニ付略ス、

閏五月廿二日

一、大津宿ヨリ直ニ京地施薬院へ被為 成、御衣冠被為 召、九ツ時ヨリ 御参内、翌朝六時過 還御、御所ヨリ直ニ二条 御城へ被為入、御泊城被遊候、

同廿四日

一、今日二条 御発城、九時過伏見御役宅へ被為入 御一泊被遊候、

同廿五日

一、伏見 御発途淀川通 御乗船、夕六時比大坂御着城被遊候、
(後略)

〔表紙題箋〕
昭徳公事蹟 八

(中表紙)

〔從慶応元丑年九月十六日
至 同 年十二月廿五日〕

昭徳公事蹟 長防進発
布告之部 卷八

昭徳公事蹟

毛利大膳征伐之記
(歌親)

慶応元丑年

九月十三日

大目付へ相達候書付
御目付

一、今般 御上洛被遊候節、当地残居候面々ハ御發途前一旦登 城、御機嫌相伺候上、左之場所々々へ罷出、御見送可被致候、

御玄關御拭縁
(徳川玄關・茂巻・徳川茂承)

御三家方

御玄關前

溜詰

同格

追手御門内

万石以上之面々

同御門外

万石以上之面々
(牧野貞明)

右之通可被心得候、尤御城代始地役之面々ハ御着坂之節罷出候場所々々へ罷出、御見送可申候、

一、御下坂之節モ同様可被心得候、

右之通向々へ可被達候、

九月十三日

同十四日

一、御上洛被遊候ニ付、御参 内之節ハ御供之面々野羽織着用可致候、其外ハ都テ陣羽織着用候様相達置候処、御供之面々大阪ヨリ野羽織着用候様、向々へ可被達候事、

九月十四日

右之通大目付・御目付へ相達候事、
右御書付途中ニテ承知致シ候事、

九月十六日、周防守殿御渡、
(松平康直)

一、今般 御上洛ニ付、万石以下御供之面々在京中賄方之儀、都テ去子年 御上洛之通卜相心得候様相触候処、差支之筋有之候ニ付、市中寺院

旅宿之分ハ一日一人白米六合宛之積ヲ以、梅干・香之物之内一品相添、其宿主ニテ焚出シ、右代料之義ハ頭支配ニテ取集次第、京都町奉行へ引渡候様可被致候、
(小栗政季、蒲川元以)

一、御城内并市中見廻リ組明屋敷之分、其外諸御役宅組邸寄宿之向ハ、当夏 御廻京之節之通、食札印紙引替ニテ受取候様可被致候、尤代料之儀ハ追テ御勘定奉行ヨリ相達ニテ可有之候、
右之趣、万石以下京地御供之面々へ不洩様可被相触候、

九月

右御書付伏見ニ於テ出候由ニテ、土佐守・安芸守ヨリ廻文ニテ差越、夫々申合候事、

九月十六日、豊後守殿御渡、
(阿部正外)

大目付へ相達候書付
御目付

一、明十七日 御上洛為御歛 勅使登 城、御対顔有之候、御用有之候者之外ハ、御席へ罷出候ニ不及候、御席へ罷出候御供之面々、熨斗目・麻上下着用可被致候、尤万石以上之面々ハ不及出仕候、
但老中・若年寄中・高家ハ衣冠着用之事、
一、御席へ不拘面々ハ、野羽織着用可致候、
一、相済テ両卿猶又登 城、自分之御礼老中謁候事、
但御席へ拘り候面々、熨斗目・麻上下着用之事、

右之趣、御供之面々へ可被達候、

九月

九月十八日、豊後守殿御渡、

(阿部正外)
大目付
御目付へ相達候書付

一、来ル廿一日巳刻 御参 内被遊候様、御所ヨリ被 仰出候、万石以上之面々供奉相勤二不及候、御供相勤候面々着服之儀、当閏五月 御参 内之節之通可被心得候、

但老中・若年寄中・高家ハ衣冠着用之事、

一、殿中着服之儀ハ、御供ニテ上京之面々ハ野羽織着用、当地ニ罷在候者ハ可為平服候、

右之趣、向々へ可被達候、

九月

右之通大目付・御目付へ相達候事、

九月

同日、御同人御渡、

(阿部正外)
大目付
御目付へ

一、明十九日 禁裏御所御始ヨリ 御使ヲ以被進

物有之候、於大広間 御対面、御礼之儀 御直

二被 仰上候間、御席へ罷出候面々着服之義、

去子年之通可被心得候、此段相達、可然向々へ

可被達候、

九月

九月十九日、豊後守殿御渡、

(阿部正外)
大目付
御目付へ

一、明後廿一日 御参 内被遊候節、御供之面々

へ、去子年之振合ヲ以御賦被下候間、人数書早々

御勘定所へ可被差出候、尤奥向之分ハ施薬院

其余ハ同所最寄町家へ相廻シ置候間、人数書持

参為受取相越可申候、

右之趣、御供之面々へ可被相触候、

九月

一、明廿一日 御参 内被遊候二付、

御供揃 五半時

右之通被 仰出候間、此段向々へ可被達候、

九月廿日

(野村實三郎内藤正信)
御小性頭取衆 御勘定奉行

一、今般 御上洛二付御供被 仰付候向、御銘々

并御小性衆共、上下人数、自分荷物等巨細御取

調、今日中御差越有之候様存候、此段及御達候、

九月十三日

九月十三日、御目付ヨリ差越候旨、御小納戸頭取ヨ

リ差越ス、

二人へ

人足 一人宛 御目見以上

人足 一人宛 奥御医師へ

二人へ

人足 一人宛 奥坊主

吹上砲術方

四人へ

人足 一人宛 奥表六尺

右之外、布衣以上并五百石以上之面々、手人持

越候筈二候得共、相雇度向ハ人足二人迄ハ相雇

不苦候、尤右ハ七倍五割之賃銭追テ上納之積リ、

雇并被下之分共、当日ハ人足数認メ候印鑑宿方

へ差置候積リ、御道中之通り相心得可申候事、

九月

御小性

十八人

右従者

百三十六人

荷物

両掛二十荷

合羽籠十八荷

右ハ伏見、夫ヨリ京都へ 御先へ罷越候二付、

明十四日大坂表出立、八軒家ヨリ淀川通乗船致

シ候間、右船之刻限、其外差支無之様相廻候様、

其筋へ御達可被成候、御承知之趣、御下ケ札ニ

テ御申聞可被成候、以上、

九月十三日

(實三郎)
野村丹後守 内藤土佐守

左之通下ケ札并別紙ニテ答来ル、

下ケ札

御書面之趣致承知候、尤八軒家船場迄持出

之儀ハ、別紙之通御心得可被成候、

別紙左之通、

今般 御上京之節、御供之面々へ被下人足之

儀、当地ニテハ銘々旅宿へ不差廻候間、手人

ニテ八軒家船場迄持出候様可被致事、

九月

九月十九日、豊後守殿御渡、

(阿部正外)
大目付
御目付へ相達候書付

一、明後廿一日 御参 内被遊候節御供之面々へ、

去子年之振合ヲ以御賦被下候間、人数早々御勘

定所へ可被差出候、尤奥向之分ハ施薬院、其余

八同所最寄町家へ相通置候間、人数書持参、為受取可申候、

右之趣、御供之面々へ可被相触候、

九月

九月廿日、(阿部正外)御同人御渡、

大目付御目付へ

一、明廿一日 御参 内被遊候二付、

御供揃 五半時

右之通被 仰出候間、此段向々へ可被達候、

九月廿二日、(松平康徳)周防守殿御渡、

大目付御目付へ

一、明廿三日、京地 御発駕、淀川通 御乗馬ニ

テ、大坂表へ被為 入候、尤五ツ時之御供揃ニ候、此段御供之万石以上以下之面々へ可被達候、

九月

九月廿二日、(阿部正外)豊後守殿御渡、

大目付御目付へ

一、明廿三日当地 御発駕、淀川通 御乗船ニテ、

直ニ被遊 御下坂候ニ付テハ俄之儀、船并人足寄集方差配モ可有之候間、御供役々ハ乗船、其

余御用物并銘々荷物之分、可成丈陸廻シ之積リ、尤御列ニ相立候役々并御警衛之外ハ、後日出立

之積リ可被心得候、

右之趣、御供之面々へ可被達候、

九月

同日、(阿部正外)御同人御渡、

大目付御目付へ

一、今般 御下坂ニ付テハ、御供役々昼食之儀、

銘々腰兵糧之積可被相心得候、右之趣、御供之面々へ可被達候、

九月

大坂ニテ

九月廿三日、(松平宗秀)伯耆守殿御渡、

大目付御目付へ

一、今廿二日二条 御発駕、伏見ヨリ淀川通御乗

船、今晚大坂御城へ 還御被遊候、此段御供万石以上・以下之面々へ早々可被達候、

一、右ニ付、御目見場所之儀ハ先般 御発途之節之通可被心得候事、

九月廿三日

右之通大目付・御目付へ相達候事、

十月二日、(松平康徳)周防守殿御渡、

大目付御目付へ

一、御進発御供之面々御手当金銀之義、於江戸表

六ヶ月分被下候処、最早月切ニ相成候ニ付、当月分ヨリ月割ヲ以御渡相成、尤小給之者共、

月々雑用金并諸職人日当御手当共、以後八月々御渡ニ可相成候間、受取方之儀ハ御勘定奉行・

同吟味役へ可被承合候、

右之趣、万石以上・以下、御供之面々へ可被相触

候事、

十月

同日、(松平宗秀)伯耆殿御渡、

大目付御目付へ

一、今般京師被 仰上候趣モ有之候ニ付、明三日六半時之御供揃ニテ当地 御発途、伏見へ被為

入御泊、夫ヨリ東海道 還御可被遊旨被 仰出候、尤御供之面々野羽織着用可致候、

右之趣万石以上以下之面々へ早々可被相触候事、

十月二日

同日、(松平康徳)周防守殿御渡、

大目付御目付へ

一、明三日当地 御発途ニ付、御供ニ被召連候者之外、大坂表為御警衛相残り可申候、紀伊中納

言殿当分御在坂、且伯耆守殿・増山对馬守殿儀モ在坂ニ付、都テ紀伊殿御指揮、伯耆守・増山

对馬守差図ヲ受可申候、尤早々交代之者差登候間、其心得ニテ可罷在候、

右之趣、御供之面々へ早々可被相触候、

十月

同日、(松平康徳)周防守殿御渡、

大目付御目付へ

一、此度御供致シ罷下候万石以下之面々道中賄方之儀、上下トモ一人ニ付一泊銭三百文、昼

百四十八文之当リヲ以、昼之分ハ弁当泊宿ニテ申付、持参可致候、右旅籠代ハ、帰府之上上納

候積ヲ以、差向御代官へ仕払方申渡候間、泊宿ニ於テ御役名・姓名・上下人数相認メ、布衣以

上ハ家来、同以下ハ当人調印之書付相渡置候様
可被致候、尤 御旅館御警衛等御配ハ先達テ之
通被下候間、其段可被相心得候、

右之趣、万石以下御供之面々へ可被相触候、

十月二日

同日、御同人御渡、
(松平康直)

大目付へ
御目付へ

一、今般 還御被遊候ニ付テハ、当五月中 御上
坂之節御供致シ候面々被召連候間、銘々必用之
品而已持越可申、尤残リ荷物之義ハ、伏見御立
払後、翌々日并其翌日ト割合差立候様可被致候、
此段御供之面々へ可被達候事、

一、今般 還御之節御供之面々御当日人足遣方之
儀、五百石以上雇人足ハ二人ニ限り、被下人足
ハ都テ此程 御上京之節之通相心得可申、尤伏
見迄ハ荷物船廻ニ付、宰領之者差添、八軒家船
場迄手人ニテ差出候様可被致候、

十月

同日、御同人御渡、
(松平康直)

大目付へ
御目付へ

一、今般 還御可被遊旨被 仰出候ニ付、御用物
ヲ始メ、御供役々通行モ不少道中筋混雜ハ勿論
人馬繼立方差支可申ニ付、東海道筋通行之儀ハ
明三日ヨリ見合候様可致、尤中仙道之方通行ハ
不苦候得共、大津・草津両宿ハ双方落合之宿方
ニ付、不差急義ハ可成丈ケ見合通行可致、且東
海道筋下リ之分ハ、此節ヨリ御供役々大坂表立

払濟、三日相立候ハ、先々差支不相成様、通行
之儀ハ不苦候、

右之趣、向々へ可被相触候、

十月二日

同日、伯耆守殿御渡、
(松平宗秀)

大目付へ
御目付へ

一、今般 還御之節御供之面々御当日人足遣方之
儀、五百石以上雇人足ハ一人、被下人足ハ都テ
御上京之節之通相心得可申、尤伏見迄ハ荷物船
廻シニ付、宰領之者差添、八軒家船場迄手人ニ
テ差出候様可被致候、

十月二日

同日、

大目付へ
御目付へ

一、今般 還御ニ付、御供役々被下并雇人足共、都
テ最前相触候通、印鑑ヲ以人馬為差出、尤雇人馬
之分ハ七倍五割賃錢追テ上納之積可被心得候、
右之趣御供之面々へ可被相触候、

十月二日

十月三日、周防守殿御渡、
(松平康直)

大目付へ
御目付へ

一、今般 還御可被遊旨、昨日被 仰出候処、
京都被 仰立候儀モ有之候ニ付、還御之儀ハ
御沙汰止、伏見へ 御滞留可被進旨被仰出候、
右之趣、向々へ早々可被相触候、

十月三日

十月四日、

大目付へ
御目付へ

一、御所へ被 仰上候趣モ有之候間、即刻之 御
供揃ニテ、伏見 御發途、御上洛可被遊旨被
仰出候、此段万石以上・以下、御供之面々へ早々
可被相触候、

十月四日

十月六日、周防守殿御渡、
(松平康直)

大目付へ
御目付へ

一、先達テ 御上洛御供之面々へ、格別之訳ヲ以、
別紙之通在京中御手当被下候間、受取方之儀、
御勘定奉行・同吟味役へ可被談候、
右之趣、先達テ京地御供相勤候万石以下之面々へ
可被達候事、

十月

別紙

銀式拾式枚

御小性頭取
(須田屋野田守兼、横山 路、荒尾盛憲)

同十三枚

御小納戸

二丸御留守居格

同十六枚

同八枚

奥儒者
奥医師

金壹兩貳分

吹上砲術方
草屋久平
外二人

同三分 奥六尺
同式両式分 伊沢立輔

槍劔砲術
兩御番格

同七両式分 奥詰

同 同

新御番格
大御番格

同六両式分 奥詰

小十人格

同四両式分 奥詰

同壹両 吹上砲術方

同三分 御風呂屋六尺

十月七日、周防守殿御渡、
(松平康直)

大目付
御目付へ

一、此程御用多ニテ、夜中迄居残り候ニ付、四時
過候ハ、老中始役々并泊番之面々へ御湯漬、御
城内勤番之向へハ御賦被下候、尤右之刻限相成候
ハ、人数書等其時々御勘定奉行へ可被差出候、
右之趣御供之面々へ可被相触候、

十月

同日、御同人御渡、
(松平康直)

大目付
御目付へ

一、松平肥後守事、兼テ御政事御相談之儀被 仰
出候処、当今不容易御時節ニ付、猶又厚申談、
無伏蔵十分ニ取計候様被 仰出之候、
右之通被 仰出候間、為心得万石以上・以下之面々

へ可被達候、

十月

十月八日、周防守殿御渡、
(松平康直)

大目付
御目付へ

一、今般 還御可被遊旨被 仰出候ニ付テハ、御
用物ヲ始、人馬繼立方差支可申ニ付、東海道筋
通行之儀ハ、当月三日ヨリ見合候様可致旨相達
候処、還御御沙汰止、御上洛被遊候間、平常
之通通行不苦候、
右之通向々へ可被相触候事、

十月

九月十三日、

一、今般 御上洛ニ付御道筋左之通、

追手御門ヨリ右へ、御堀端通り筋、銅御門
外喰違口備前島 御召場ヨリ御船被為召、
淀川筋 御乗船、伏見豊後橋ヨリ被為上、
伏見奉行御役宅へ被為 入御一泊、
翌日御発途、

伏見奉行御役宅表門ヨリ右御役宅前通り、左
へ京町通り、稻荷境内愛染院 御小休、夫ヨ
リ伏見街道ヨリ左へ、五条橋 御渡右へ、寺
町左へ、四条通り右へ、烏丸左へ、三条通右
へ、西堀川三条口ヨリ二条 御城へ、

御参 内之節、

東御門ヨリ左へ、竹屋町通り右へ、中立売
御門通り左へ施薬院、夫ヨリ 御参内、
還御御道筋如元之二条 御城へ、

二条 御發途、

東御門ヨリ二条通り右へ、烏丸左へ、四条
通り右へ、寺町左へ、五条橋 御渡り右へ、
伏見街道稻荷境内裏道通り、愛染院 御小
休、夫ヨリ左へ、京町通り伏見奉行御役宅
へ 御一泊、

翌日 御發途、

如最前御船ニ被為 召、大坂 御城 還御、
右之通り伺相濟申候、依之御達申候、以上、

御進發掛

九月 御目付中

二条

九月十六日、御小納戸頭取ヨリ差越ス、
(須田盛備・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲)

一、御上洛御供御小姓・御小納戸供連人数早々承
知致シ度旨、町奉行申聞候、依之御達申候、
以上、

御進發掛

九月 御目付

九月廿二日、豊後守殿御渡之旨、御目付ヨリ差越候
旨、御小納戸頭取ヨリ差越ス、
(河部正外)
(須田盛備・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲)

一、明廿三日当地 御發途、淀川通り 御乗船ニ
テ、直ニ被遊 御下坂候ニ付テハ俄之儀、船并
人足寄集方手配モ可有之候間、御供役ニハ乗船、
其余御用物并銘々荷物之分ハ可成丈陸廻シ之積
リ、尤御列ニ相立候役々并御警衛之外ハ後日出
立之積可被心得候、

右之趣御供之面々へ可被達候、

九月

十月二日、御小納戸頭取ヨリ差越ス、
(須田盛博・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲)

御昼休 御泊

枚方 伏見

御休泊共 大津

草津 水口

坂ノ下 龜山

御休泊共 四日市

御休泊共 桑名

同 佐屋廻り 宮

池鯉鮒 岡崎

御休泊共 吉田

荒井 浜松

見附 掛川

金谷 田中

御休泊共 府中

興津 吉原

御休泊共 沼津

箱根 小田原

大磯 藤沢

神奈川 御着

一、今般 還御之節、御供御小性・御小納戸御当
日雇并被下人足共一人遣候テモ跡立荷物之節、
馬一匹力人足二人力相雇儀出来候哉、且御当
日雇人足遣ヒ不申者ハ、跡立之節馬一匹力人足
二人力相雇宜候哉、此段及御問合候、以上、

十月二日 野田下総守(守兼)

一、今般 還御之節、御小性・御小納戸部屋住
之者ハ、布衣ニハ候得共、御成掛願濟ニテ、
三百俵高二付人足被下候間、此度ハ当日人足一
人遣ヒ候義ト相心得申候、此段御達申候、以上、
十月二日 野田下総守

十月二日、御小納戸頭取ヨリ差越ス、
(須田盛博・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲)

一、阿部豊後守殿・松前伊豆守殿 叡慮之趣被
為 在候ニ付、官位被 召上、於在所謹慎 御
沙汰相待居候様、從 御所被 仰出、依之御役
御免被成、在所へ罷越慎可罷在旨、昨朔日 被
仰出候事、
十月

十月八日、御小納戸頭取ヨリ指越ス、
(須田盛博・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲)

御目付衆 御城外構(橋)
丹波口 嵯峨口

右ニケ所之義ハ、暮六時ヨリ通行不相成候得共、
万一非常之節ハ、最寄之御小性・御小納戸共、
右ニケ所ヨリ通行致度存候、尤家来ハ召連候義
難相成候得ハ、供人残置候テモ不苦候間、出入
共通行相成候様致度候、依之及御掛合候否、御
下ケ札ニテ御申聞可被成候、以上、
十月 須田淡路守(盛博)
野田下総守(守兼)

下ケ札

御書面之趣ハ非常之模様ニ寄リ、支配向之者差

出候間兼テ御門番へハ相達不申、尤独歩之積御
心得可被成候、

十月十一日、周防守殿御渡、
(松平康徳)

大目付へ
御目付へ

一、此度格別之被為蒙 御寵命、御受ハ被 仰上
候得共、何分不容易御時節ニ付、一橋中納言殿
へ御政務御輔翼之儀被 仰出、別テ十分ニ御助
力被在之候様被 仰出候、
右之通一橋中納言殿へ被 仰出候間、御供万石以
上・以下之面々へ可被達候、
十月

十月十六日、老岐守殿御渡、
(小笠原長行)

大目付へ
御目付へ

一、此程御用多ニテ、四時過迄居残候節ハ御湯
漬被下候旨、相達置候処、以来通勤之者へハ引
上ケ、夜ニ入候得共、御湯漬可被下候、泊番并
御城内勤番之向ハ、是迄之通相心得、尤御勘定
所へ断書其時分差出受取候様可被致候、且又四
時過候テ、尚時刻可押移模様ニモ候ハ、通勤
之者へモ猶又御湯漬可被下候間、其時々断書勘
定所へ可被差出候、此段御供之面々へ可被達候、
十月十六日

同日、御同人御渡、
(小笠原長行)

大目付へ
御目付へ

一、松平周防守事、御役 御免、前々之通帝鑑之
間席被 仰付候、此段為心得向々へ可被達候、

十月十六日

十月廿二日、(松平宗秀)伯耆守殿御渡、
大目付御目付へ

一、(坂倉勝勝)阿波守事、伊賀守卜可致旨被 仰出候間、此
段向々へ可被相触候事、

十月廿六日

十月廿四日、(松平宗秀)御同人御渡、
大目付御目付へ

一、御供在京之面々、於途中堂上方へ行逢候節、
札節不取失様、兼テ其心得可有之候得共、猶末々
二至ル迄厚ク心附候様可被致候、
右之趣、御供之面々へ可被達候、

十月廿四日

十月廿九日、(松平宗秀)伯耆守殿御渡、
大目付御目付へ

一、来月三日、京地 御発駕、伏見ヨリ御船ニ被
為 召、淀川通 御乗船、大坂表へ被為 成候
旨被 仰出候、尤暁七時之 御供揃二候、此段
万石以上・以下、御供之面々へ可被相触候、
右之通大目付・御目付相達候事、

十月廿九日

十月晦日、(松平宗秀)伯耆守殿御渡、
大目付御目付へ

一、今度 御下坂二付、御供之面々御当日ハ勿論、
前日立之分共、人馬遣方之儀ハ当九月御上落之節

之通相心得差向候、御用物之外、残荷物之分ハ後

日日割ヲ以陸路差立候積リ、右割合方左之通、

御発途翌日

三 兵役々講武所

三 日目

布衣以上雇人足

同以下自分荷物

四 日目

残役々并向々御用物

右之通可被心得候、

右之通御供之面々へ可被相触候、

十月

右之通大目付・御目付へ相達候事、

十月晦日

一
(アキヤマ)

大目付御目付へ

人足 一人ツ、

御小性ヨリ
小十人マテ

二人へ

御徒諸組
与力同心

人足 一人ツ、

二人へ

陸軍役々并
講武所方役々

人足 一人ツ、
別手組

其外略ス、

右之外、布衣以上并五百石以上之面々ハ、銘々
手人ニテ相越候筈ニ候得共、相雇度向ハ、人足
二人迄ハ相雇不苦候、尤右相雇候分ハ、七倍五
割之賃銭追日上納之積、尤雇并被下候分共、人

足数認々候印鑑宿方へ差立候様可被致候事、

右之趣御供之面々へ可被相触候事、

十月

右之通大目付・御目付へ相達候事、

十月晦日

十月晦日、(松平宗秀)伯耆守殿御渡、
大目付御目付へ

一、万石以下御供之面々召連候人数之儀ハ、慶安
度御定半減之積向々へ相達置候処、格別憤發人
数余分ニ召連候者モ有之、是迄之御扶持方并御
手当金銀被下方之振合ニテハ不都合ニ付、以来
一同御賄被下、乗馬飼料ハ可被下候間、五百
俵以上之者へハ御扶持方ハ不被下、御手当金銀
之儀ハ素ヨリ可被下御定無之候処、格別之訳ヲ
以 御発途前夫々一同へ御割合被成下、猶又月
割ヲ以可被下之処、前段之次第二付、是又五百
俵以上之者へハ召連候人数ニ応シ相当ニ割合可
被下、四百俵以下ノ者へハ御手当御扶持方は迄
之通被下、尤兼テ江戸表ニ於テ相達候通、粮米
之分差引相渡候積、且諸組同心以下へハ一ヶ月
雑用金式分宛別段増被下候、
但今般 御上落御供之面々賄方之儀、宿主并
受負人御代官焚出之分共、蒲団・行灯火入之
類損料物、焚炭灯油代共、当地町奉行所ニ於
テ御払下被成下候間、其旨相心得、尤炭ハ一
日目方百六十目、油一ヶ所三勺三才之積是迄
買上、相用候者ハ右当リヲ以代料御下ケ渡相
成候間、巨細取調、町奉行所へ可被申立候、

右之趣、向々へ可被達候事、

十月

右之通大目付・御目付へ相達候事、

十月晦日

御小性

十五人

上下惣人数

百二十人

其外荷物共

右之船

五十石積二候者 七艘

三十石積二候者 十艘

右ハ明後二日昼比京地出立、伏見ヨリ大坂へ為御先番罷越候二付、右船々伏見へ八時迄ニ無差支相廻シ候様、其筋へ御達可被下候、御承知之趣、御下ケ札ニテ御申聞可有之候、以上、

十月晦日

諏訪安房守

野村丹後守(實三郎)

下ケ札

御書面之趣致承知候、尤船数不足ニ付、上下人数三人ツ、ニ相減、其余従者并荷物共都テ陸路差立之積リヲ以、船数二艘相廻シ候様、其筋へ相達置候、此段及御挨拶候、

閏十月

小栗下総守(正繁)

御小性

十五人之家来

并二小者迄

惣人数

百五人

銘々両掛一荷ツ、

右之船

五十石積二候者 七艘

三十石積二候者 十艘

右ハ来月三日 御発途之節、銘々御供ニテ相越候家来御同勢入ニテ大坂へ相廻シ候ニ付、同日朝五ツ時迄ニ伏見船場へ相廻居候様、其筋へ御達可被下候、御承知之趣、御下ケ札ニテ御申聞可有之候、以上、

十月晦日

諏訪安房守

野村丹後守(實三郎)

下ケ札

御書面之趣致承知候、尤集合積合之積リ、若船数不足ニ候ハ、従者荷物共陸路差立之積リ御心得有之候様存候、

丑十月

小栗下総守(政繁)

十月廿五日、(坂合勝徳)伊賀守殿御渡、

大目付(坂合勝徳)御目付へ

一、明後廿七日 御参 内被遊候ニ付、

御供揃 五半時

右之通被 仰出候間、此段向々へ可被相達候、

十月廿五日

一、同日

大目付(坂合勝徳)御目付へ

一、明後廿七日巳ノ刻 御参 内被遊候様 御所ヨリ被 仰出候、万石以上之面々供奉相勤候ニ

不及候、御供相勤候面々着服之儀、当九月 御参 内之節之通可被心得候、

但老中・若年寄衆・高家ハ衣冠着用之事、

一、殿中着服之儀、御供ニテ上京之面々ハ野羽織

着用、当地ニ罷在候者ハ可為平服事、

右之趣、向々へ可被相触候、

十月廿五日

十月廿六日、(松平宗秀)伯耆守殿渡、

大目付(松平宗秀)御目付へ

一、明廿七日 御参 内被遊候節、御供之面々へ御賦被下候間、人数書早々御勘定奉行所へ可被差出候、尤奥向之分ハ施薬院、其余ハ同所最寄町家へ相通シ置候間、人数書持参為受取相越可申候、

十月

右之通御供之面々へ可被相触候、

十月廿八日、(松平宗秀)伯耆守殿御渡、

大目付(松平宗秀)御目付へ

一、今般御供之面々御手当向、改テ被 仰出候ニ付、於江戸表諸向御手当并遠国御用御手当筋之儀、追テ御改革可被 仰出候、此段為心得、兼テ相達置候事、

右之趣、向々へ可被達事、

十月廿八日

十一月朔日、(松平勝徳)伊賀守殿御渡、

大目付(松平勝徳)御目付へ

一、明後三日 御下坂之節御供之面々并御警衛共、野羽織着用可致候、御下坂後ハ是迄之通り陣羽織着用之事、

但着服之儀ハソギ袖ニ不限、平常之服ニテモ不苦候、

右之趣、万石以上・以下、御供之面々へ可被相達候、

十一月朔日

十一月二日、(公平宗考)伯耆守殿御渡、

大目付御目付へ

一、御進発中御供之面々諸拝借并御貸附金、年延被 仰付、御蔵米取之者札差共先前貸金之儀モ同様引取不相成候、尤利足之儀ハ新古之無差別、是迄之通勘定相立受取候積リニ候、

右之通江戸表へ相達候間、万石以下御供之面々へ可被達候、

(後略)

(表紙題)一昭徳公事蹟 九

(中表紙)

〔從元治二丑年七月朔日
至慶応二寅年六月廿八日

昭徳公事蹟 長防進発
滯坂中 卷九

昭徳公事蹟

元治二丑年

七月朔日

(中略)

九月三日

(中略)

同十五日

一、今日六半時過大坂 御發城、御上洛被遊候事、但備前島ヨリ 御船ニ被為 召、淀川 御通船被遊、伏見駅豊後橋ヨリ 御上陸被遊、四半時頃同所御役宅へ 着御被遊候、

同十六日

一、今朝五半時伏見御役宅 御發途、夫ヨリ御歩行又ハ御乘馬ニテ、九半時頃二条 御城へ 着御被遊候、
但御在京中 御参 内度々被遊候得共、外ニ留可有之事故略ス、

同廿三日

一、六半時御供揃ニテ二条 御城 御發途被遊、伏見宿ヨリ淀川筋 御通船、夜五時頃備前島ヨリ御上陸、大坂 御着城遊候、

十月三日

一、朝四半時過大坂 御發城ニ相成、御側向一同御供ニ被 召連、夕六時頃枚方宿へ 御着、二度目御膳上ル、無程同所 御發途、夜五ツ時比夜中御旅行、尤御小休等モ有之、翌曉六ツ時比伏見奉行御役宅へ 着御被遊候処、同所へ一橋(慶喜)殿・玄同殿(徳川茂徳)・松平肥後守(容保)・松平越中守等 御出迎 着御、直ニ御対顔 御目見等有之、御用多之御様子御供之者一同心配仕居候処、九半時比

俄ニ御上洛可被遊旨被 仰出候、八半時比伏見御發途、夜六半時過二条 御城へ 着御被遊候、但此俄ニ 御東下被 仰出候処、前文ノ通御上洛被遊候、委シクハ其筋ニ留可有之候間略ス、

候間略ス、

一、御在京中色々御廉々ノ御義被為 在候得共、其筋ニ留置可有之、且睨ト致シ候事共難計、旁略ス、且御参 内モ被為 在候へ共、是又略ス、但此度ノ御上洛ハ不容易廉々被為 在候哉、昼夜 御心勞被為 在候御様子奉伺、甚心痛、乍恐 御心中之程、何共申上様無御座候、併無御滞 御上坂ニ相成、奉恐悅候、

十一月三日

一、今日二条 御發城、四時比伏見御役宅へ 着御、同所四半時前 御發途、豊後橋 御上り場ヨリ 御船へ被為 召、淀川筋 御通船、夜六半時比大坂備前島へ 御着船、直ニ 御上陸、大坂 御城へ五時前 着御被遊候、

(後略)

【資料紹介 解説】

「昭徳公事蹟」(以下「事蹟」とする)には、卷二の一部⁽²⁾、卷三⁽³⁾、卷四、卷八・九の一部で二条城に関する記述がある。本稿では、「事蹟」巻四の全てと巻二・八・九の一部を付して翻刻した。解説に当たっては、『研究紀要元離宮二条城』第四卷⁽⁴⁾に掲載した翻刻と重複する注記に関しては省略した。

1 「事蹟」巻四の概要

「事蹟」巻四は、一四代将軍・徳川家茂(一八四六―一八六六)が二度目の在京⁽⁵⁾の最中にあつた元治元年(一八六四)二月一九日から、帰府した後の六月二日までの出来事の記録である。

(1) 参内

「事蹟」巻四に記載される期間に、家茂は六回参内した。以下にその概要を示す。参内に関して「事蹟」は、装束や参内に至る道程、随行する小姓らの名前、出来事を記載する。御所で行われた事柄の詳細は、『孝明天皇紀』⁽⁶⁾に記録がある。

元治元年三月七日、家茂は四時過に二条城を出て、九半時前に施薬院に入った。家茂は、「御丸弁当」を食べた後、将軍後見職の一橋慶喜(一八三七―一九一三)と対面し、共に参内した。家茂と慶喜は、小御所で孝明天皇(一八三二―一八六六)と対面した。家茂は右大臣への任官⁽⁷⁾に対する御礼品を献上した。武家伝奏からその目録が披露された。献上品の一つである馬が、同所の東の前庭で三回引き回された。その後、家茂は常御所で二献の盃を賜った⁽⁸⁾。その後、同一四日には、二条城で「御転任御加階」の祝儀が行われた。

三月九日に参内した家茂は、紫宸殿の南庭で行われる舞楽を、同建物の簀子庇から観覧した⁽⁹⁾。この後、家茂は御常御殿の御小座敷で天皇と対面し、その際には茶菓が出された。同所から退出した後、麝香間で酒を伴う食事が振る舞われた。慶喜や上京の諸大名らに加え、御先番の従者までもそれぞれ別席で舞楽を観覧した⁽¹⁰⁾。

三月二四日の参内に於いて家茂は、御小座敷で天皇と対面し、菓子、茶を伴う酒宴に参じた。幕府からは文具等を献上した。この時には、前尾張藩主の徳川慶勝(一八二四―一八三三)と慶喜、諸大名や高家らも酒肴を賜り、俄かに武家伝奏の案内で御所の庭を拝見した⁽¹¹⁾。

三月二九日の参内では、御常御殿の北東に設けられた茶室・聴雪⁽¹²⁾で酒宴が行われた。慶喜や政事総裁職の松平直克(一八四〇―一九七)等が随伴した。家茂は、印籠と皆具五点を始め、什器や千代紙、茶菓子等を献上した⁽¹³⁾。

四月二九日の参内では、引き続き朝廷から幕府へ大政を委任する勅旨の請書が出された⁽¹⁴⁾。これは、同二〇日に下達されたものである。併せて幕府は、朝廷へ「御増貢米拾五万俵」を申し出た⁽¹⁵⁾。

五月二日の参内に於いて家茂は、小御所で天皇と対面し帰府を申し出て、受け入れられた。後、常御所で盃二献さらには茶菓を賜った。さらに朝廷からの頂戴物があった。一方、慶喜らは京都に留まることになった⁽¹⁶⁾。なお五月四日、上洛に従った奥向の者は前述の勅書と請(受)書の拝見を命じられた。

(2) 御成

以下の御成は、三月二九日の参内の前後に行われた。

元治元年三月二八日に家茂は二条殿へ御成し、関白の二條斎敬と対面した。徳川茂徳、一橋慶喜、松平直克、老中方が随伴した。参内を始めとして常日頃より将軍に随行する御小姓や御小納戸に加えて、坊主や六尺らも召し連れられた。同所では菓子、茶が出された。家茂が食事をする際には、御小姓が傍に付いた。食事と共に酒が振る舞われ、斎敬が自ら詰合の小姓へも酌をした。

四月九日、家茂は中川宮朝彦親王の邸宅と近衛殿へ御成し、それぞれと対面した。中川宮では菓子と茶が出された。近衛殿では食事が振る舞われた。これまでの参内と御成と同様に、老中の水野忠精が随伴したことが確認できる⁽¹⁷⁾。

(3) 対面

対面については、数多くある事例のうち一部を挙げる。

以下は公家衆との対面である。元治元年三月四日に家茂は、武家伝奏に拝命されたことの御礼のために登城した飛鳥井雅典と対面した。同一六日には、御表で堀河親賀と榎筒隆韶、園池公静に菓子を出し饗応が行われている中、家茂

が出て対面した。四月七日には、橋本実麗が登城し、二条城の御休息で家茂と対面した。その際には、茶・煙草盆を出し、料理を振る舞った。

家茂の帰府の見通しがついた五月四日には、坊城俊勝、飛鳥井雅典、野宮定功らが二条城に登城し、菓子・茶・酒・吸物・魚を振る舞った。

次は、御三家と御三卿との対面等である。

三月六日に家茂は、御三家・前尾張藩主の徳川慶勝と御休息で対面した。慶勝は、その後の七月一九日に生じた禁門の変に伴い、長州藩の追討のため諸藩をまとめる征長総督に就くことになった。¹⁹⁾

三月一七日に家茂は、御三家・紀州藩主の徳川茂承（一八四四―一九〇六）、と対面した。茂承は、家茂の跡を継いで紀州徳川家一四代となった。

御三卿の一橋慶喜は、水戸徳川家第九代徳川斉昭の第七子に当たる。三月二三日に家茂は、慶喜と御休息で食事を共にした。同二五日に家茂は、御座之間で慶喜と対面した。そこで、当時は將軍後見職にあつた慶喜に対し、朝廷からの禁裏御守衛総督摂海防禦指揮等を命じる沙汰を伝えた。²⁰⁾

有司層との対面には、以下の事例がある。

二月二二日に家茂は、御座之間において、島津久光（一八一七―一八七）と面会した。同二六日には、前土佐藩主の松平容堂（山内豊信／一八二七―一七七）が御目見した。かれらは、朝議参予に命じられて幕政に加わっていた。²¹⁾

これは対面ではないが、三月二三日に会津藩主の松平容保（一八三五―一九三）は、四書五経その他三部を將軍に献上した。²²⁾ 容保は、二月一五日に京都守護職を免じられ、軍事総裁職に命ぜられた。代わって京都守護職に就いたのが、前福井藩主の松平春嶽（慶永／一八二八―一九〇）であり、大蔵大輔に任ぜられた。²³⁾

四月一〇日には、淀藩主の稲葉正邦（一八三四―一九八）、桑名藩主の松平定敬（一八四七―一九〇八）、豊後岡藩主の中川久昭（一八二〇―一八九）が黒書院に召し出された。翌日、京都所司代が正邦から定敬に交代した。同二五日、明石藩主の松平慶憲（一八二六―一九七）は御休息で、菓子・茶・酒・吸い物等を振る舞われた。その際には、先例にもあるように家茂が自ら盃に酌をした。慶憲は、洋式砲術を導入して海防に努めた。²⁴⁾

四月一五日には、尾張藩家老の成瀬正肥（一八三五―一九〇三）が御休息に

召し出された。正肥は、のち長州征討で広島に出陣した。²⁵⁾ 同二七日、島津久光の家来であり薩摩藩の家老を務めた小松清康（帯刀／一八三五―一七〇）が御目見した。また「昭徳院殿御実紀」元治元年四月六日条によると、松代藩士の佐久間象山（一八一―一六四）は、二条城で「海陸御備向掛手附御雇」を申し渡された。²⁶⁾ 小松と佐久間は、それぞれ江戸末期の幕政に影響を与えた人物として知られる。

（4）日常的な取り組みや出来事

家茂による二条城での滞在期間は、朝廷による引き留めなどを理由に長引いた。結果として二条城では、江戸城に近い日常的な行事や取り組みが行われた。以下に一例を示す。

通常は、江戸城で行われる御代替御礼と継目御礼の一部が、二条城で行われた。²⁷⁾ 一方、月次御礼などは江戸城で行われていた。²⁸⁾

元治元年二月一九日には、家茂が自ら乗馬をし、同日から御表の二百畳之間で論議が始められた。²⁹⁾ その後も、家茂は乗馬を繰り返し行った。同二月二七日には両御番が御座之間で家茂に御目見し、菓子が下された。同

二八日には、江戸より取り寄せた刀等の道具が二条城に届けられた。物資の調達が江戸と京都の間で行われていたことが知られる。³⁰⁾ 三月二日には、家茂が両御番二組と講武所の者による剣術を見た。³¹⁾ 同八日には、本丸へ赴き天守台に登った。これは巡見と見られる。

三月一六日には、御小姓・御小納戸・御儒者等が御休息に呼ばれ、長期にわたる滞京を労い、將軍自ら金を下した。さらに御膳番奥之番、御医師、御庭之者支配御庭番、肝煎坊主、奥詰、奥坊主、同御道具役・御下方・御手水方・御薬方、奥六尺、御大工、御用部屋坊主、土圭之間坊主、御時計役坊主らが下賜の対象となった。これらの人々は、主に江戸城において「中奥」³²⁾に勤める人々であった。

この当時、現在の元離宮二条城において二之丸御殿白書院と呼ばれる箇所は、奥向きの対面所である「御座間」と称されていた。³³⁾ さらには將軍の居間とも言える「御休息」の呼称が認められる。³⁴⁾ 以上のことを江戸城と照合すると、二条城でも御座間から北側は「中奥」、南側は「表向」として認識されていた

と見られる。⁽³⁸⁾

(5) 大坂城での滞留から帰府

元治元年五月七日に家茂は、御座間で慶喜と対面し、松平定敬と稲葉正邦が御目見した後、大坂城に向けて二条城を出発した。その行程は以下の通りであった。二条城から五条橋の手前まで駕籠に乗り、下乗して、伏見稻荷大社の別当である愛染院まで歩いて進み小休止した。そこから暫く歩行してまた駕籠に乗った。伏見の宇治川に架かる豊後橋近くの御召場（船着場）の脇まで橋本実麗が見送りに来ていた。実麗とは同所の船中で対面した。その後、淀川筋を船で下り、大坂備前島で上陸、歩行で大坂城大手門へと至った。

大坂城には、まず五月一〇日まで滞留した。翌朝の五時には、乗馬により大坂城を出発した。天保山へ入り台場等を巡覧した後には、蒸気船に乗って出航した。その後、摂州兵庫港を経由して大坂湾を巡覧し、同一二日の夕方に大坂城へ一旦戻り、同一五日まで滞在した。その翌日の四時過ぎには大坂城を出発し、天保山の沖合で蒸気船に乗り、江戸城への帰路に就いた。⁽³⁹⁾

蒸気船が品川沖に着いたのは、五月二〇日のことであった。家茂は、御端船に乗り換えて浜御庭に入り、老若衆ら家臣の出迎えを受けた。その後、暫く庭内で過ごした後、駕籠に乗って仮の居所である田安御殿へ帰った。

2 「事蹟」巻二における二条城掲載箇所概要

慶応元年（一八六五）五月一六日、家茂は長州征討のため江戸城を陸路により進発した。同閏五月二二日には、大津宿から直に御所近隣の施薬院に入り、装束を整えて参内した。その後、家茂は御所から直に二条城へ入り、同二三日まで宿泊した。同二四日の九時過ぎに家茂は二条城を出発し、この日は伏見役宅で一泊した。翌日に家茂は、淀川筋を船で大坂に向かい、夕方の六時に大坂城に着いた。次章で述べる「事蹟」巻八の冒頭・同九月一三日まで、家茂は大坂城に滞在した。

3 「事蹟」巻八における二条城掲載箇所概要

元治二年（一八六五）は四月七日までであり、翌日から慶応に改元した。「事蹟」巻八は、慶応元年九月一三日から一月二日にかけて、家茂が大坂城と二条城を二回往来した状況を記録する。同巻では、主に野村貫三郎が小姓頭取衆として受けた達示等が記される。

慶応元年九月一六日の上洛に当たっては、随伴する者と大坂で見送りをする者が分けられた。上洛に当たっては、参内等に伴う随行者の着衣の種類や、上洛時に宿泊する寺院や旅宿への食料の配給について指示があった。

九月一七日には、勅使が登城して家茂と対面した。翌日、御所より二日に参内するよう命じられる。一九日、「御所御始」より勅使を以て進物の持参があった。家茂は大広間で対面し、御礼の儀が行われた。同二日に家茂は参内した。二三日には二条城を出発して、恒例の道・川筋により大坂城に戻った。

家茂は、一〇月二日に將軍職を辞して、その職を一橋慶喜に譲ることを表明した。⁽⁴¹⁾ 同三日には、帰府のため大坂城を出発し、東海道に向けて陸路を進んだ。家茂による帰府の意向は、突然のことであつたらしい。「事蹟」では、老中より大目付・御目付宛に慌ただしく複数の達示が出された。随行者の者、人足、荷物、経路の選定などの準備が、急遽進められたことが確認できる。

家茂は、一〇月四日に伏見役宅に到着した所、待ち構えていた慶喜らに翻意され、一旦二条城に入った。そして同八日に家茂は、辞意撤回を表明した。⁽⁴²⁾ 同日になって、家茂による帰府（還御）が沙汰止となり、老中より東海道筋の通行が平常通りとなった旨が通達された。

一〇月二七日に家茂は参内し、天皇と御学門所で対面して過日の帰府（東帰）の一件を謝し、大坂への暇を賜った。⁽⁴³⁾

4 「事蹟」巻九における二条城掲載箇所概要

「事蹟」巻九には、前章で触れた巻八と同様、家茂が大坂城と二条城を往来した際の事柄が記される。巻八と九に記述された期間は重複しており、内容も

似通っている。巻九の記述は短く、上洛と帰坂の出来事に注視している。

家茂は、慶応元年九月一五日の六時半過ぎに大坂城を出発し、船で淀川を上がり豊後橋で上陸した。この日は、伏見奉行の役宅で一泊した。翌日には、乗馬で二条城へ入った。それから約一週間後の二三日には、同様の経路で大坂城に戻った。

一〇月三日には、大坂城より東海道で帰府するため、京都へ向けて出発した。翌日の暁六時頃には、途中の予定変更により伏見奉行の役宅に入った。それから俄かに上洛することになり、八時半頃に出発して夜六時半過ぎには二条城へ入った。後に参内する。一一月三日に家茂は、二条城を出発し、四時頃に伏見奉行の役宅に着き、夜五時前には大坂城に到着した。

5 結び⁽⁴⁾

「事蹟」巻四の全てと巻二・八・九の一部は、主として家茂による二・三度目の滞京と滞坂に関する記述であった。二度目の滞京は、元治元年一月一日から慶応元年五月七日までの約五ヶ月間であり、三度目の滞京は、同閏五月二二日から二四日の三日間、同九月一六日から二三日の約一週間、一〇月四日から一一月三日までの一ヶ月間であった。それぞれ滞京の主目的は、参内であった。交通手段は、目的に応じて陸路と海路が使い分けられた。

二度目の滞京では、朝廷が望む攘夷及び鎖港と幕府が目指す公武合体の実行が企図された。家茂は、何度も参内を重ね、朝廷との融和に尽力した。その結果、孝明天皇から誠実さを認められた家茂は、厚い信頼を得ることになった。高まる御所での厚遇、延臣との密な交流を見れば、公武合体に向けては、望ましい状況に進んでいるように見えた。但し、江戸に残る幕閣からすれば、将軍家茂が人質に取られているような状態であった。

この期間の家茂にとって二条城は、江戸城の出張所のような扱いであった。通常は、江戸城で行う行事が二条城で行われ、積極的に公家衆や御三家、御三卿、有司層との対面が為された。家茂による家臣への労いの行為、有司層の重用などは、賛否両論あったが、従来とは異なる新しい将軍像を示した。また家

茂は、江戸城で盛んに行った乗馬を二条城でも繰り返し実施した。武術の訓練、家臣を交えた論議も行われた。

三度目の滞京は、第二次長州征討に伴うものであった。慶応元年閏五月の滞京の主旨は、征討への出陣に伴う参内である。同九月の滞京の主旨は、いわば征討が滞っている状況説明のための参内であった。一〇・一十一月にかけての滞京は、将軍辞職の表明から帰府、それらの撤回という非常事態に伴うものであった。その後、慶応二年七月二〇日に家茂は、大坂城で死去した。享年二二歳であった。

謝辞

本稿の作成に当たっては、大東文化大学教授の久住真也氏のご指導を受けた。この場を借りて御礼申し上げる。

【注】

- (1) 『昭徳公事蹟』は、一四代将軍・徳川家茂の小姓頭取衆を勤めた野村丹後守勘三郎(号・静山)が記した記録を、太政官修史館が書写した冊子である。その成り立ちについては、『研究紀要元離宮二条城』(以下、『紀要』とする)第四卷(二六二頁)に掲載する。
- (2) 文久二年二月二六日から同三年一月二六日まで等を掲載する。
- (3) 文久二年一〇月二日から元治元年二月一八日までを掲載する。
- (4) 『事蹟』巻三(一四三・一六頁)と巻二の一部(二六五・一六頁)の翻刻を掲載する。
- (5) 家茂による二度目の滞京は、元治元年一月一五日から五月七日までであった。
- (6) 『宮内庁蔵版 孝明天皇紀 巻五』(昭和四四年、平安神宮。以下、『天皇紀』とする)。
- (7) 元治元年一月二〇日、俄かに勅使が二条城に登城し(前掲、注(1)、一五五頁)、右大臣昇進の内旨を知らせた(久住真也『幕末の将軍』、吉川弘文館、二〇二五)。
- (8) 『天皇紀』巻五、一〇五・七頁。
- (9) 『天皇紀』巻五、一〇七・一〇頁。

- (10) 京都御所にある表詰所の一つである。小御所の近く、御拝道廊下に面する。名称の由来は、部屋の内麝香の絵が描かれていたことに因む(『国史大辞典』以下、『国史』とする)。「京都御所」、福山敏男)。
- (11) この時の演目と出演者、楽器の演奏者の詳細は、『水野忠精幕末老中日記』第七卷(以下、『老中日記』とする。ゆまに書房、一九九九、一三四―七頁)に記載がある。
- (12) 『天皇紀』巻五、一一六頁。
- (13) 聴雪は、常御所の北東側に築かれた龍泉の庭の北端に接する柿葺きの茶室である。安政三年に公明天皇の御好みによつて建てられた。室内に架かる「聴雪」の額は、近衛忠熙の筆である(石川忠「原色写真文庫 京都の御所」、講談社、一九六七)。
- (14) 『天皇紀』巻五、一一七頁。
- (15) 朝廷は、嘉永六年以来の諸外国による開国要求に対する幕府の対応について、不満を募らせていた。特に安政五年に大老・井伊直弼が、勅許を得ずに日米修好通商条約に調印したことは、朝廷と幕府の関係に大きな溝を生んだ。元治元年四月二〇日に下達された勅旨では、將軍自らの上洛等に見られる朝廷との関係改善の取り組みの継続を見込んで、従来通り政権を幕府に委任する意思が示された(『天皇紀』巻五、一四八―五五頁)。同時に、横浜の鎖港や海岸の防衛などの要件も挙げられた。同二九日の参内の主旨は、委任の勅旨に対する請書と一八箇条の奏請書の提出であった(『天皇紀』巻五、一六六―七二頁)。
- (16) 『天皇紀』巻五、一六八頁。
- (17) 『天皇紀』巻五、一七四―七九頁。
- (18) 『老中日記』一七九、一八〇頁。
- (19) 『国史』「徳川慶勝」、林薫一。
- (20) 「昭徳院殿御実紀」元治元年三月晦日条(『改訂増補国史大系統徳川実紀』第四編(以下、『実紀』とする)、吉川弘文館、昭和五十一年、六三二頁)。「天皇紀」巻五、一一三―一六頁。
- (21) 薩摩藩主の島津斉彬の異母弟に当たる。公武合体派の支柱であり、幕政改革を実行した。(『日本国語大辞典 第二版』)。
- (22) 『国史』「山内豊信」、福地惇。
- (23) これは家茂による学問振興の取り組みにちえたものと見られる(久住真也「徳川家茂の学問・幕末維新期の時代状況との関連から」、大東文化大学歴史文化学会編『大東史学』二〇一九、五五・六頁)。
- (24) 『実紀』元治元年二月二日条(六二三頁)。
- (25) 東京大学史料編纂所編纂『大日本近世史料 柳宮補任』五(東京大学出版会、一九九七、六頁)。
- (26) 『日本人名大辞典』講談社、二〇〇一。
- (27) 前掲、注(26)。
- (28) 『実紀』元治元年四月六日条(六三五頁)。「翻刻」華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」『研究紀要元離宮二条城 第三号』(以下、『紀要』とする)、二〇二四、八四頁。
- (29) 今江秀史「解説 華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」『紀要』第三号、八八―九七頁。
- (30) 『実紀』元治元年三月二八日条(六三一頁)。
- (31) 家茂による乗馬嗜好に関しては、金澤真嗣「江戸城御厩の繋養馬について―將軍はどのような馬に乗っていたのか―(公益財団法人馬事文化財団編『馬の博物館研究紀要 第三号』二〇二二)に詳しい。
- (32) 家茂における論議に関しては、前掲、注(23)(四五―七〇頁)に詳しい。
- (33) 「昭徳院殿御実紀」元治元年三月二七日条によると、江戸より夏服の廻漕を希望する者が募られた。これは、滞京がさらに続くことを見越した措置と見られる(『実紀』、六三〇頁)。
- (34) 「事蹟」三月三日条の槍剣術試合の御覧では、二百畳之間が使われた。江戸城での武芸の上覧は、白書院の中庭に面した板縁で行われた(深井雅海『図解・江戸城をよむ』、原書房、一九九七、五六―七頁)。
- (35) 江戸城の本丸御殿は、用途に応じ南から北側にかけて、表向、中奥、大奥に区分されていた。中奥は、將軍が日常生活を過ごし、政務をする区画であった。大奥は、將軍の正妻(御台所)や側室、將軍の子達、奥女中の生活圏であり、將軍の私的な区画であった(前掲、注(34)、九頁)。

(36) 御座間は、将軍が諸大名や老中、若年寄と面会するために用いられた。(前掲、注(34)、一五〇頁)。

(37) 御休息は「御休息之間」とも呼ばれ、御小座敷等と併せて将軍の執務室や居間、寢所として使われた(前掲、注(34)、一五〇頁)。

(38) 表向は、いわば幕府の中央政庁であり、公式な儀式や将軍との謁見をする広間やそれらのための控室、諸役人の執務室、番士の詰所となる座敷などが配された(前掲、注(34)、九頁)。

(39) 大坂天保山から品川港、浜御庭までの航路に関しては、本紀要第四号に掲載した「史料紹介 国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟 三」」【史料紹介 解説】を参照のこと。

(40) 元治元年七月、長州藩は武力による上洛戦を敢行した。この長州藩と会津・薩摩藩との軍事衝突は、禁門の変と呼ばれる。それは、尊攘派として勢力挽回を目指す前者と、京都を守る後者を中心とした公武合体派との争いであった。最終的に長州藩が敗れた。争乱の直後、同月二三日に朝廷が下した長州征討の命を受けて、幕府は八月に将軍進発を布告した。征長総督に任命された前尾張藩主の徳川慶勝が、長州藩主毛利敬親・定広父子を征討するべく西国に向けて進発した。総数一五万人の幕府軍を前に、尊攘派の弱体化により佐幕派が藩政を握った長州藩は、謝罪・恭順の意を示した。征長総督の慶勝の意向を受けた長州は、争乱の直接の指揮者を自刃させ、山口城の破却等の条件を受諾した。それにより攻撃は中止、一二月二十七日に慶勝は、征討軍の撤兵を命じた。以上を第一次長州征討と言う。その後、幕府は長州藩と禁門の変で脱走した延臣との処分を進めるが、不徹底に終わった。結果、慶応元年四月、幕府は将軍進発を布達することになった。この将軍自らによる出陣が第二次長州征討と呼ばれる(『国史』「禁門の変」、田中彰。同上「長州征討」、井上勲)。

(41) 『天皇紀』巻五、六五六・六〇頁。

(42) 前掲、注(7)。

(43) 『天皇紀』巻五、六九〇・四頁。

(44) 本章は、前掲、注(7)並びに、財団法人徳川記念財団編『徳川家茂とその

時代―若き将軍の生涯―』(財団法人徳川記念財団、二〇〇七)を参考とした。